

山都町 地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和2年3月
山都町・山都町社会福祉協議会

はじめに



近年、山都町を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少に伴う地域の担い手不足、地域のつながりの希薄化など、地域社会や家族の姿が大きく変化し、公的な福祉制度のみでは対応できないケースが顕在化してきました。

また、生活スタイルの多様化や社会構造の変化により、さまざまな生活課題、地域課題が複雑化している状況です。

こうした中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながりあう地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が重要になってきました。

地域福祉の取り組みは、地域、行政、社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが緊密に連携し、町全体で取り組んでいく必要があります。

今回の計画は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画として、山都町と山都町社会福祉協議会とが共通の目的を持ち地域福祉を推進していくため、地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を盛り込み、本町における地域福祉のあり方を示す道しるべとしたものです。

基本目標は、「**みんなでつくる 向こう三軒両隣 しあわせ笑顔の山都町**」とし、山都町に住むすべての方々が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、また協力しあえる地域になることを目指しています。

目標達成に向け、本計画に掲げた施策や事業を積極的に展開してまいります。誰もが安心して暮らせる町、いつまでも暮らしたいと思える山の都にしていいため、町民の皆さまには、引き続きご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました山都町保健福祉総合計画策定委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和2年3月

山都町長・山都町社会福祉協議会 会長 梅 田 穰

山都町

地域福祉計画・地域福祉活動計画

目 次

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の位置付け	4
2. 地域福祉推進の重要性	6
3. 山都町での地域福祉の経過	8
4. 計画に関する調査	10

第2章 山都町での地域福祉の状況

1. 山都町の状況	12
2. 地域福祉に関する山都町の近年の取り組み	18
3. 既計画の評価	20
4. 地域住民福祉活動（主な取り組み）	24
5. 住民アンケート調査	26
6. 矢部高校生ワークショップ	32
7. 今後の計画課題	34

第3章 計画の理念と展開

1. 計画の考え方	38
2. 主要事項の展開	40
3. 計画の柱の展開	46

第4章 地域福祉活動計画

1. 社会福祉協議会の役割	56
2. 計画の柱に即した社会福祉協議会の取り組み	57

第5章 計画の進め方

1. 計画の推進体制と進行管理	64
2. 計画の評価方法	65

用語集	66
-----	----

第 1 章 計画の目的と位置づけ

計画策定の目的や計画の位置づけ、策定の進め方等を整理します。

1. 計画の位置付け
2. 地域福祉推進の重要性
3. 山都町での地域福祉の経過
4. 計画に関する調査

1. 計画の位置付け

●地域福祉について

- ・全国一律な「社会福祉」に対し、地域福祉は「身近な暮らしの場」で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し、地域で工夫して進める福祉です。
- ・これは、赤ちゃんからお年寄りまですべての年代に関わります。

●地域福祉計画

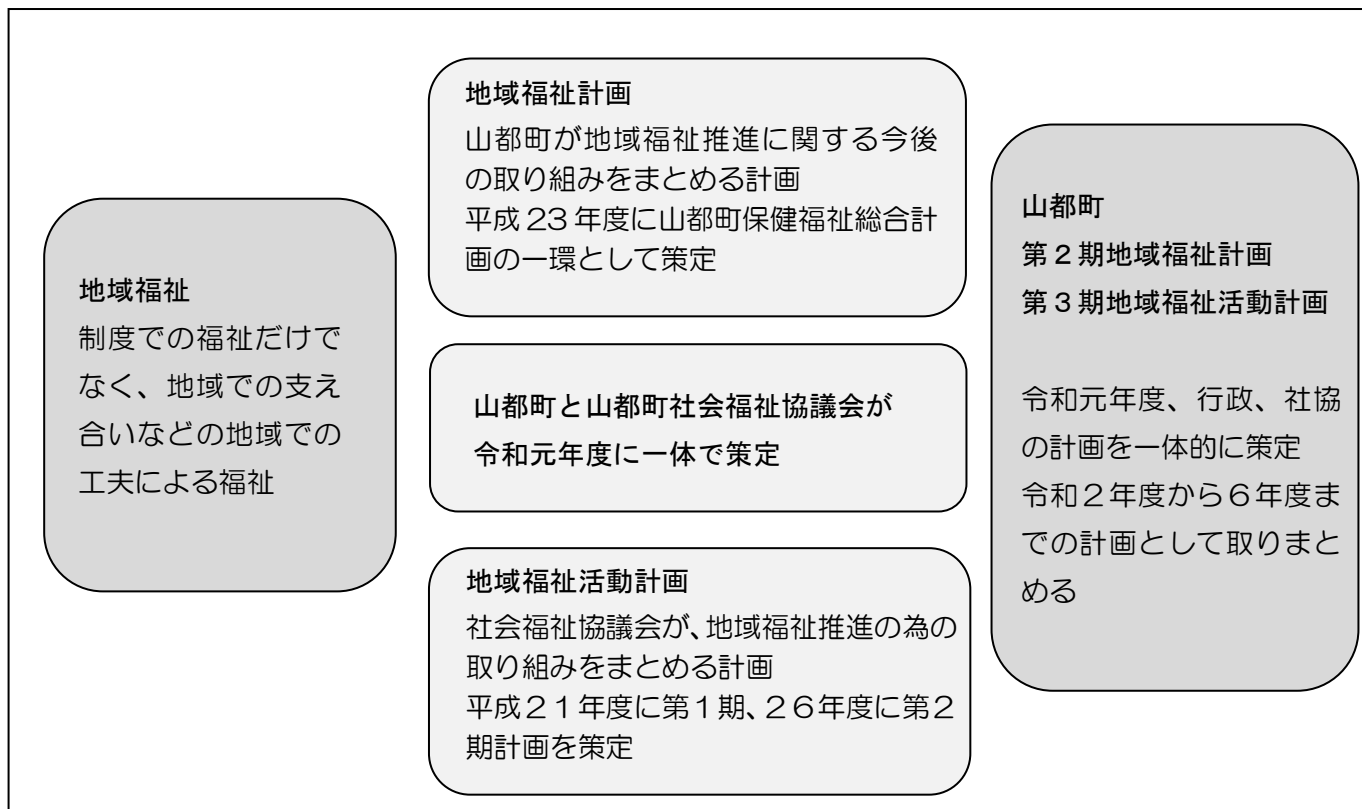
- ・平成 12 年の社会福祉法の改正で市町村での計画策定が位置づけられました。公的な福祉制度に加え、地域（住まいの近所）での支えあいを進めるものです。
- ・町の各種施策を地域福祉の視点（高齢者・障がい者・子ども、健康づくりを地域の特性を踏まえて取り組むこと）で組み立てるものです。
- ・福祉の視点での総合計画（住民・民間団体・機関等とともに取り組む）となります。

●地域福祉活動計画

- ・地域福祉推進を担う社会福祉協議会の活動を計画するものです。
- ・社会福祉協議会を構成する住民・各種団体・福祉関連事業所が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容を整理します。

●山都町第2期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の位置付け

- ・令和元年度に地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定します。



●関係計画との関係

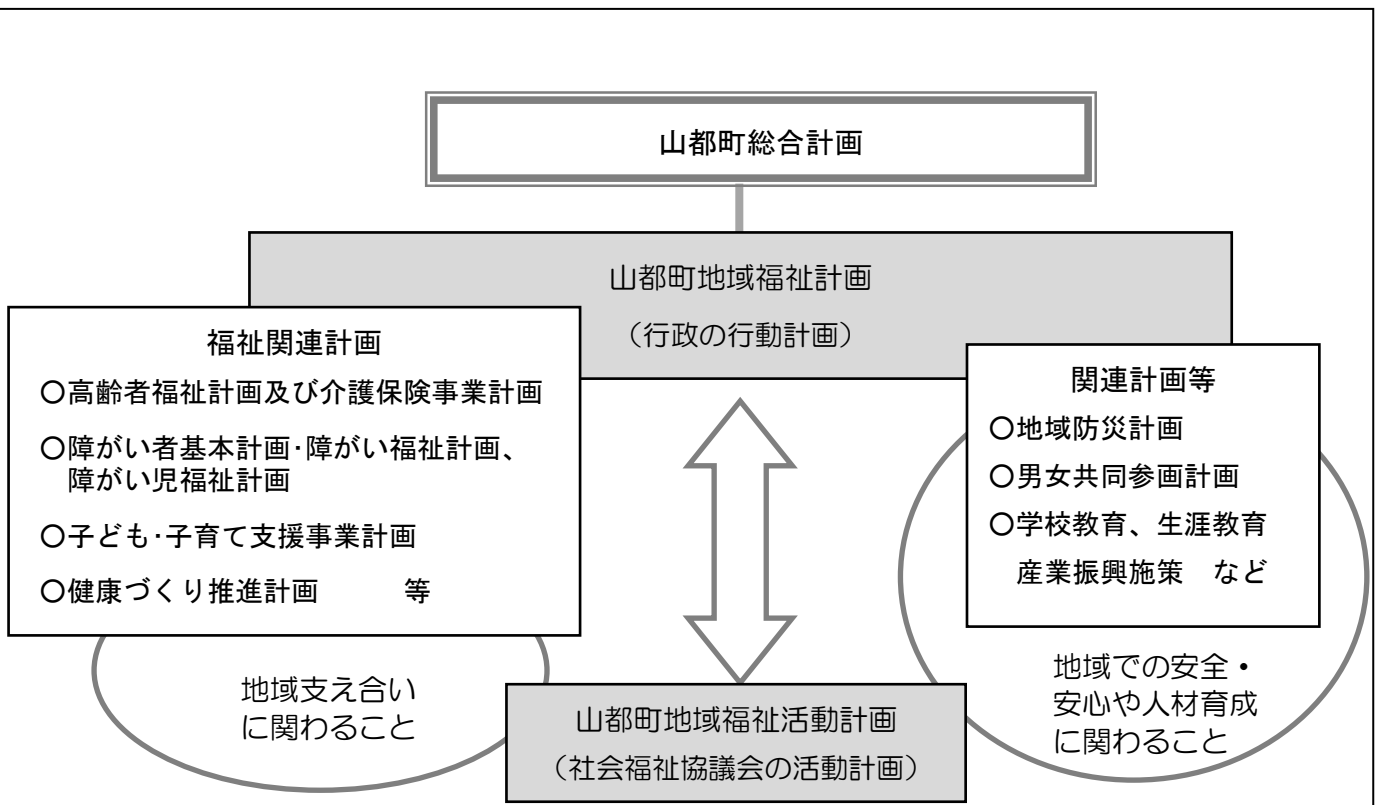
- ・地域福祉計画は住民すべての福祉に関わることから、福祉に関する高齢者福祉計画や障がい者福祉計画、子育て支援等の計画の上位計画に位置づけられます。
- ・そのため、福祉関連計画との調整は基本となります。
- ・また、福祉の関わる領域が広いことから行政計画全般との関連が求められ、行政施策全般を福祉の視点（高齢者や障がい者、子どもの安全や安心の視点）で工夫することが必要です。

●計画期間

- ・令和元年度に計画の策定を行い、令和2年度を初年度とする6年度までの5年間の計画とします。
- ・なお、毎年、年度の取り組みを評価し、次年度に反映していきます。

●策定の進め方

- ・町の状況や住民意向等の把握に関する調査をもとに、この間の取り組み状況、行政関係課と社会福祉協議会との協議、住民代表による策定委員会での検討を踏まえ計画を策定します。
- ・とくに、行政各分野の連携を重視し関係各課による庁内検討会議で検討調整を行います。



2. 地域福祉推進の重要性

もともと地域での暮らしに不可欠であった相互の支え合いが、地域福祉として法律や制度に位置づけられ、地域での工夫や努力が求められています。

「福祉」は地域運営の基本

○地方自治法第1条の2

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

地域福祉の法律的な位置づけ

○地域福祉の推進（社会福祉法第4条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○市町村地域福祉計画について

（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定し、以下略

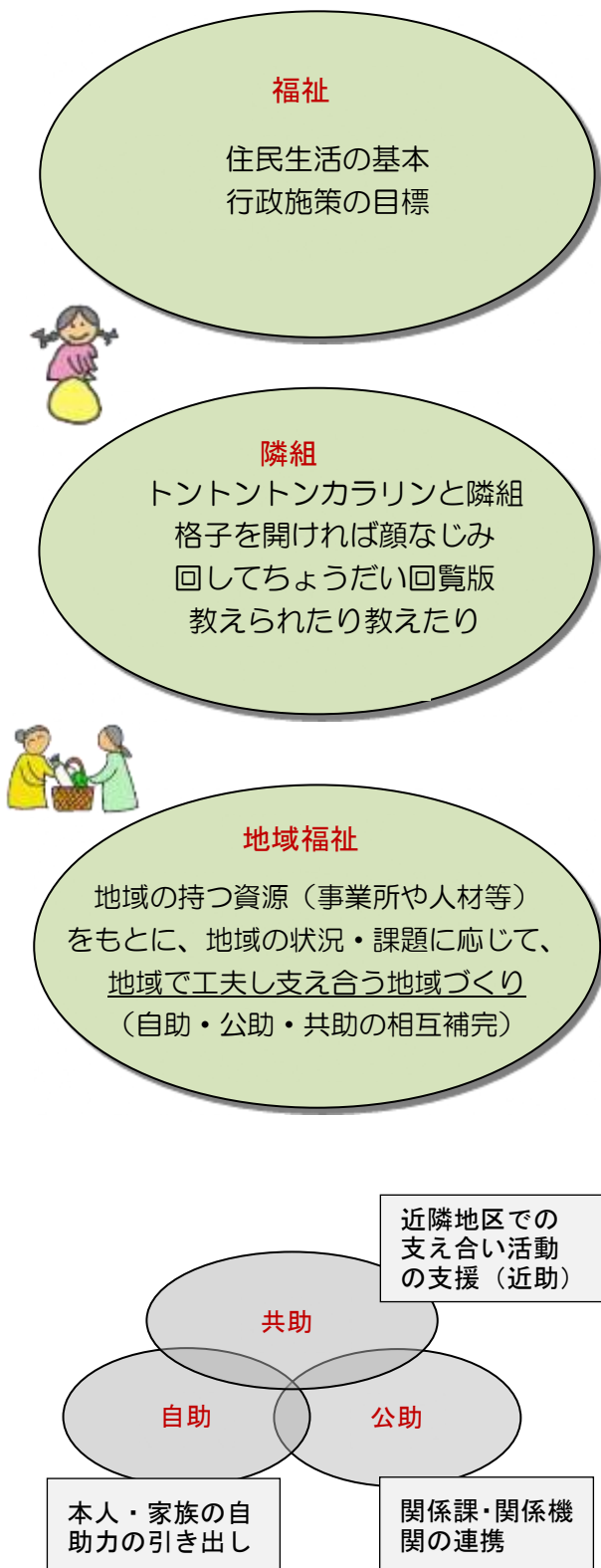
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○市町村地域福祉活動計画について

- ・地域福祉推進を担う社会福祉協議会の活動を計画するもの。
- ・社会福祉協議会を構成する住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容を整理する。

○地域共生社会について

- ・少子高齢化等が進むなか、今後の地域運営について「地域共生社会」が国から示されている。
- ・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



とくに、近年の社会状況からは、『近隣での支え合い』だけにとどまらず、複合化する生活課題に対処できるよう地域全体での対応が求められています。

地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省、平成 29 年 9 月）

○福祉分野の上位計画としての位置づけ

現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 住民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける公民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

○包括的な支援体制の整備に関する事項

○住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備等

○「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築

○市町村における包括的な相談支援体制の構築

地域運営

身近な暮らしの場で
誰もが支え合い
安全安心な暮らし
地域運営の進め方

3. 山都町での地域福祉の経過

平成 17 年の山都町発足以前の 3 町村での、それぞれの取り組みをもとに、山都町としての地域福祉推進の枠組みとして、30 地区福祉会や各行政区での福祉委員などの、地域での支え合い活動を取り組んできました。

合併以前
地域福祉に関する
主な取り組み

矢部町
15 地区社会福祉
協議会を設置

清和村
6つの地域福祉を
支える会

蘇陽町
健康ムラ長の仕
組み

平成 17 年度
山都町が発足。
山都町社会福祉
協議会も発足

介護保険制度により福祉事
業所の活動が広がる

合併後～

平成 19 年度

上益城地域振興局「地域福祉塾 in 山都町」により地域人材の育成
旧町村の人材が合同で研修・ワーク
ショップ、町・社協の合同事務局
(塾事業の一環として福祉フォーラ
ム開催)



平成 20 年度

矢部、清和福祉委員の研修
や、蘇陽地区民生委員・児
童委員座談会を開催



平成 21 年度

社会福祉協議会が地区別の
住民ワークショップを行い
社会福祉協議会の地域福祉
活動計画策定



蘇陽地区自治振興会
健康福祉部の立ち上げ



平成 23 年度

山都町が保健福祉総合計画の
一環として地域福祉計画を策定

これらの取り組みを成果として、今後は、行政と社会福祉協議会や福祉活動の関係者等の一層の連携を進めていく事が重要と考えます。

～平成 31 年度までの取り組み(抜粋)



生きがいと健康づくり事業
町から社協へ委託 30 地区で、
月 1 回程度開催



福祉委員研修

平成 28 年度

熊本地震の被災者支援の一環
として町から社協に委託し地
域支え合いセンターを設置運
営

平成 29 年度

高齢者福祉計画、障がい者福
祉計画等の策定

平成 30 年度

第 6 回町内集落福祉全国サミ
ットを町と社協で合同開催
「農作業で介護予防」事業を
町と社協とで実施
生活支援体制整備事業



地区懇談会(例年 30 地区福祉会)



推進委員会での検討毎年度の評価

平成 26 年度

山都町老人福祉計画と連携し
第 2 期地域福祉活動計画策定
計画期間平成 27～平成 31 年度

町の高齢者福祉計画
策定部会に社協も参加

令和元年

町と社会福祉協議会と
で地域福祉推進に関す
る計画を一体的に策定
地区座談会や社協役員
研修等に行政も参加

現在および今後の状況
に対応した地域福祉推
進の計画を検討



4. 計画に関する調査

計画策定にあたって、次のような調査を行い、課題や計画に関する検討を行っています。

区分	調査名	調査の方法
統計での山都町の地域状況の把握	統計資料の整理	過疎化、少子高齢化、高齢者のみ世帯の増加 介護保険、認知症の状況、将来人口推計、高齢者の活動状況等
近年の社会情勢変化や取り組み評価	社会情勢の推移分析	地域福祉に関わる法制度等の状況整理。豪雨災害や生活困窮等の情勢を整理
	平成 23 年度策定地域福祉計画の評価	計画項目ごとに取り組み状況、成果等を評価
	地域福祉活動計画第 2 期計画の評価	毎年度行ってきた評価をまとめ、第 2 期全体の評価として分析。今後への計画につなげる
	関係課調整・ヒアリング	関係課にこの間の取り組み状況や今後の課題や施策等に関する聞き取りを実施
地域住民の状況や意向の把握 配布数約 1200 通、回収約 850 通。 回収率 70%。 総人口約 14000 人の約 6%	一般住民アンケート（約 300 名）	民生委員・児童委員（区域担当 64 名）に一人当たり 5 名程度のアンケートを依頼。訪問活動時等に記入依頼
	保育園保護者（約 260 名）	保育園の協力を得て保護者にアンケートを配布。園で回収（情勢の回答割合が多いと見込まれる）。主に 20～30 歳代の保護者の考えを把握
	中学 2・3 年生（約 180 名）	学校をとおして実施。若い世代の地域とのかかわりや考えをうかがう
	消防団幹部（約 170 名）	主として 30～40 歳代の男性の意見を把握
	役場職員（約 310 名）	20 歳代から 50 歳代までの男女幅広く、地域住民としての移行や実感をうかがう
	高校生グループインタビュー調査	矢部高校生 4 名の参加で、地域福祉に関する意見やアイデア等をワークショップ形式で把握
地域活動状況や今後に関する意見の把握	30 地区福祉懇談会での意見等の整理	懇談会で出された意見や地区活動状況等を整理
	社協役員研修、30 地区福祉会会長研修、福祉委員研修	研修と意見や活動状況の収集
計画の検討	関係課調整会議	関係課の合同研修、各課の取り組み状況の共有、計画や施策の調整等を実施 次年度以降も継続的に開催
	計画策定委員会での検討	町内各種団体や有識者による計画の検討
	行政・社協の合同事務局	調査や計画案の作成

第2章 山都町での地域福祉の状況

人口や世帯数、高齢化率の状況や、福祉関連の資料、今後の人口推計等の統計データを整理します。

また、アンケート調査等を行い、本計画に関する計画の前提条件を分析し計画の課題をまとめます。

1. 山都町の状況
2. 地域福祉に関する山都町の近年の取り組み
3. 既計画の評価
4. 地域住民福祉活動（主な取り組み）
5. 住民アンケート調査
6. 矢部高校生ワークショップ
7. 今後の計画課題

1. 山都町の状況

(1) 人口・年齢構成等の推移

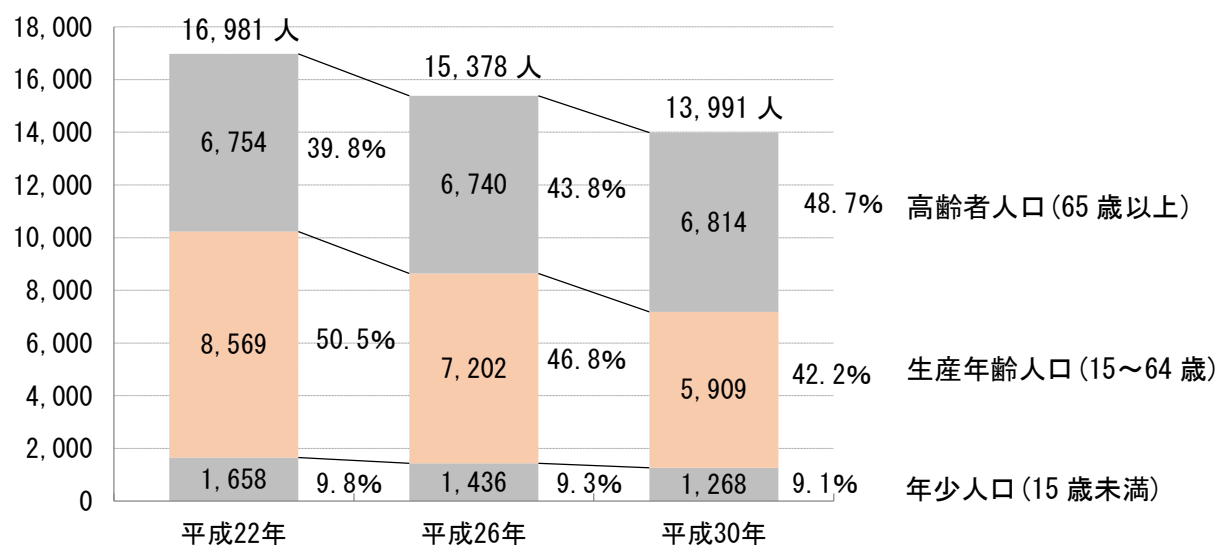
○山都町の総人口は平成30年10月1日時点で13,991人、高齢者(65歳以上)は6,814人で、高齢化率は48.7%です(推計人口調査)。

○平成21年に17,213人だった人口が平成30年では13,991人と18.7%の減少となっています。

山都町総人口・高齢者人口の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口(人)	17,213	16,981	16,635	16,182	15,804	15,378	14,962	14,799	14,399	13,991
年少人口 (人、%) (0～14歳)	1,744 10.1%	1,658 9.8%	1,642 9.9%	1,545 9.5%	1,487 9.4%	1,436 9.3%	1,399 9.4%	1,324 8.9%	1,283 8.9%	1,268 9.1%
生産年齢人口 (人、%) (15～64歳)	8,602 50.0%	8,569 50.5%	8,353 50.2%	7,984 49.3%	7,631 48.3%	7,202 46.8%	6,795 45.4%	6,672 45.1%	6,323 43.9%	5,909 42.2%
老年人口 (人、%) (65歳以上)	6,867 39.9%	6,754 39.8%	6,640 39.9%	6,653 41.1%	6,686 42.3%	6,740 43.8%	6,768 45.2%	6,803 46.0%	6,793 47.2%	6,814 48.7%
世帯数(世帯)	6,222	5,906	5,896	5,862	5,866	5,813	5,594	5,552	5,490	5,448
世帯当たり人員 (人/世帯)	2.77	2.88	2.82	2.76	2.69	2.65	2.71	2.67	2.62	2.57

熊本県ホームページ掲載の国勢調査及び熊本県推計人口調査の数値を基に作成(各年10月1日現在)



(2) 人口の将来推計（国立社会保障人口問題研究所 2015 年国勢調査をもとに推計したもの）

○将来人口の推計では総人口の減少が進むことが予測されています。

○65 歳以上の高齢者人口は 2020 年以降、減少が見込まれますが、総人口の減少の割合が大きく、高齢化率は上昇しています。

○とくに年齢が高く課題を抱えがちな 75 歳以上の後期高齢者は人数が増えるとともに総人口に占める割合が高くなっていきます。

年	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	75 歳以上	0～14 歳割合	15～64 歳割合	65 歳以上割合	75 歳以上割合
2015 年	15,149	1,382	7,030	6,737	4,182	9.1	46.4	44.5	27.6
2020 年	13,498	1,178	5,419	6,901	3,976	8.7	40.1	51.1	29.5
2025 年	11,899	959	4,333	6,607	4,024	8.1	36.4	55.5	33.8
2030 年	10,396	795	3,472	6,129	4,196	7.6	33.4	59.0	40.4
2035 年	9,015	665	2,887	5,463	4,014	7.4	32.0	60.6	44.5
2040 年	7,711	555	2,406	4,750	3,655	7.2	31.2	61.6	47.4
2045 年	6,440	457	1,974	4,009	3,055	7.1	30.7	62.3	47.4

2015 年は国勢調査実績値



(3) 高齢者世帯の状況

○単独世帯の増加が進んでいます。夫婦だけの世帯も増加がみられます。

○高齢者だけの世帯は全体の 35.7% となり、3 軒に 1 軒を超える割合となっています。

	一般 世帯数	高齢者のいる世帯							
		総数		単独世帯		夫婦のみ世帯		その他の世帯	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成 12 年	6,361	4,158	65.4	689	10.8	927	14.6	2,542	40.0
平成 17 年	6,143	4,288	69.8	763	12.4	987	16.1	2,538	41.3
平成 22 年	5,884	4,142	70.4	823	14.0	982	16.7	2,337	39.7
平成 27 年	5,567	4,062	73.0	931	16.7	1,057	19.0	2,074	37.3

国勢調査

(4) 平均寿命

○熊本県自体が全国平均より平均寿命は長い。その中にある中でも本町の平均寿命は県平均より長くなっています。

○平均寿命は年々長くなっていく傾向があり、平成 27 年では、男性が 81.5 歳、女性が 87.6 歳となっています。

		山都町		県平均		全国平均	
		男	女	男	女	男	女
平成 12 年	蘇陽町	77.6	85.6	78.29	85.30	77.71	84.62
	矢部町	78.7	86.2				
	清和村	80.1	85.6				
平成 17 年		79.6	86.7	79.22	86.54	78.79	85.75
平成 22 年		81.0	86.0	80.29	86.98	79.59	86.35
平成 27 年		81.5	87.6	81.22	87.49	80.77	87.01

全国市区町村別生命表

(5) 65 歳以上就業率

○65 歳以上で働いている人は 3 割を超えています。県内でも高い割合となっています。

○高齢になっても農作業等に関わる人が多いことを示しており、健康づくりや生きがいにつながっていることが考えられます。

	山都町就業率	県内順位	熊本県平均	全国平均
平成 17 年	32.44%	5 位	19.75%	21.10%
平成 22 年	30.86%	2 位	19.06%	20.35%
平成 27 年	34.50%	3 位	21.93%	22.49%

国勢調査

(6) 老人クラブの状況

○小規模クラブの減少がみられ加入率も下がる傾向にありますが、県内でも高い加入率を維持しています。

平成年度	60 歳以上 人口 (人) A	老人クラブ数			人数			加入率 B/A	県内 順位
		国庫補助 対象	小規模 クラブ	計	国庫補助 対象	小規模 クラブ	計 B		
25 年度	8,368	57	4	61	4,368	115	4,482	53.6	4 位
26 年度	8,347	57	4	61	4,267	74	4,341	52.0	4 位
27 年度	8,338	57	1	58	4,267	3	4,270	51.2	4 位
29 年度	8,188	59	0	59	4,280	0	4,280	52.3	4 位
30 年度	8,117	53	0	53	4,140	0	4,140	51.0	4 位

28 年度データなし (熊本地震の関係、福祉行政報告)

(7) 介護保険状況

○介護認定を受けている人の割合（認定率）は平成 30 年で 22.5%となっています。平成 24 年の 20.8%から、近年は 22%～23%台で推移しています。

○しかし、逆にみると 65 歳以上の約 8 割は介護認定を受けずに過ごしておられることを示しています。

介護認定状況

年度		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
第 1 号被保険者中 認定者		1,400	1,546	1,535	1,563	1,618	1,603	1,574
要介護認定者数	要支援 1	127	159	184	190	185	165	139
	要支援 2	218	246	261	271	274	242	218
	要介護 1	224	250	243	254	265	279	269
	要介護 2	277	286	322	340	333	367	360
	要介護 3	195	202	185	175	225	223	249
	要介護 4	200	218	197	185	179	190	196
	要介護 5	159	185	143	148	157	137	143
認定率 (%)	山都町	20.8	22.9	22.5	22.7	23.3	23.1	22.5
	熊本県	19.7	20.2	20.3	20.4	20.4	20.5	19.9

介護保険事業状況報告（年報）

65 歳以上月額介護保険料（基準額）

○介護保険料(基準月額)は、当初の 3,823 円が現在は 7,000 円となっています。

○必要な介護保険サービスは活用するとしても、介護費用の増加を抑えるためにも介護予防や健康の維持が重要とされます。

	第 2 期 平成 15～17 年度	第 3 期 平成 18～20 年度	第 4 期 平成 21～23 年度	第 5 期 平成 24～26 年度	第 6 期 平成 27～29 年度	第 7 期 平成 30～32 年度
山都町	3,823 円	4,250 円	4,565 円	5,500 円	6,000 円	7,000 円
熊本県	3,800 円	4,412 円	4,367 円	5,138 円	5,684 円	6,374 円
全国	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	5,869 円

(8) 年齢別認知症の人（介護保険認定でⅡ a 以上の人）

○認知症の症状のある人は男女合わせて 1,060 人で、65 歳以上人口の 6,986 人に対して 15.2%となり、これはおおむね 6.5 人に一人にあたります。（平成 31 年）

「Ⅱ a」：認知症の症状段階のうち、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。
たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

	男			女		
	当該年齢総数	Ⅱ a 以上人数	割合	当該年齢総数	Ⅱ a 以上人数	割合
65 歳以上 70 歳未満	881	6	0.7%	746	9	1.2%
70 歳以上 75 歳未満	654	14	2.1%	584	11	1.9%
75 歳以上 80 歳未満	445	25	5.6%	673	43	6.4%
80 歳以上 85 歳未満	477	56	11.7%	751	131	17.4%
85 歳以上 90 歳未満	382	96	25.1%	594	226	38.0%
90 歳以上	207	92	44.4%	592	351	59.3%
計	3,046	289	9.49%	3,940	771	19.6%

(9) 障がい者に関する状況

○身体障害者手帳の交付状況では、高齢者が増加しているものの逆に減少しています。精神や療育手帳については、おおむね同数で推移している状況です。

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
身体障害者手帳	1,267	1,244	1,195	1,171	1,136	1,111
精神障害者手帳	128	131	138	144	148	149
療育手帳	269	267	268	278	282	286
計 (A)	1,664	1,642	1,601	1,593	1,566	1,546
総人口 (B)	16,746	16,376	15,983	15,629	15,224	14,857
A/B×100 (%)	9.9	10.0	10.0	10.2	10.3	10.4

(10) 生活保護の状況

○保護率(千世帯当たりの割合)は県平均よりは低いものの増加傾向となっています。

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生活保護世帯	94	103	111	111	112	111
保護率 (‰)	7.6	8.5	8.7	8.9	9.3	8.5
県平均保護率	14.9	15.2	14.9	14.4	14.1	14.1

(‰：パーミル。千分率)

(11) 地区別の状況

○この数年でも人口・世帯数の減少が進んでおり、高齢化率が50%を超える地区が増えています。(毎年4月、住民基本台帳)

地区	自治振興区および 地区福祉会名	人口			世帯数			高齢化率		
		平成 31年	平成 21年	21～31年 増減率	平成 31年	平成 21年	21～31年 増減率	平成 31年	平成 26年	平成 21年
矢部	御岳東部	855	1131	▲24.4%	339	342	▲0.9%	45.1%	40.3%	34.9%
	御岳西部	474	611	▲22.4%	208	228	▲8.8%	47.9%	40.9%	36.7%
	白糸第一	451	589	▲23.4%	177	182	▲2.7%	48.6%	42.1%	36.7%
	白糸第二	173	226	▲23.5%	87	92	▲5.4%	62.5%	56.0%	54.0%
	白糸第三	142	210	▲32.4%	77	99	▲22.2%	71.2%	63.8%	61.9%
	下矢部東部	558	674	▲17.2%	209	201	4.0%	47.7%	39.5%	33.5%
	下矢部西部	447	624	▲28.4%	177	202	▲12.4%	49.9%	42.5%	40.4%
	中島西部	230	317	▲27.4%	100	106	▲5.7%	50.0%	41.0%	34.4%
	中島東部	989	1249	▲20.8%	437	453	▲3.5%	48.8%	38.7%	37.8%
	中島南部	308	432	▲28.7%	132	135	▲2.2%	52.0%	42.9%	37.0%
	下名連石	440	572	▲23.1%	189	179	5.6%	45.5%	40.2%	35.5%
	御所	518	671	▲22.8%	201	189	6.3%	41.2%	37.2%	35.5%
	浜町 C	1407	1777	▲20.8%	636	668	▲4.8%	49.7%	40.8%	36.6%
	浜町 B	1222	1444	▲15.4%	616	684	▲9.9%	42.3%	36.9%	33.9%
	浜町 A	735	899	▲18.2%	376	419	▲10.3%	47.1%	42.4%	39.0%
清和	清和	770	925	▲16.8%	329	317	3.8%	47.3%	41.4%	39.5%
	朝日	433	584	▲25.9%	178	190	▲6.3%	52.9%	44.5%	38.4%
	清北	427	543	▲21.4%	162	165	▲1.8%	45.9%	35.1%	31.7%
	朝日自治振興区	860	1127	▲23.7%	340	355	▲4.2%	49.5%	39.8%	35.1%
	小峰	491	618	▲20.6%	219	212	3.3%	39.6%	30.2%	29.3%
	西木	174	239	▲27.2%	85	96	▲11.5%	61.5%	52.1%	44.4%
	緑川	94	137	▲31.4%	46	62	▲25.8%	56.4%	59.3%	56.2%
	緑川・木原谷自治振興区	268	376	▲28.7%	131	158	▲17.1%	59.8%	54.7%	48.7%
蘇陽	馬見原	870	1052	▲17.3%	395	447	▲11.6%	46.8%	43.7%	39.5%
	大野	382	470	▲18.7%	197	191	3.1%	44.0%	39.0%	34.7%
	菅尾	666	797	▲16.4%	290	277	4.7%	44.5%	37.0%	32.6%
	柏・二瀬本	396	483	▲18.0%	171	173	▲1.2%	43.7%	38.5%	33.5%
	花上	105	160	▲34.4%	49	50	▲2.0%	45.8%	37.5%	38.8%
	橘	192	234	▲17.9%	75	79	▲5.1%	45.9%	39.4%	38.9%
	東竹原	365	480	▲24.0%	162	169	▲4.1%	47.2%	41.0%	39.8%
	長谷	235	286	▲17.8%	98	101	▲3.0%	48.6%	43.0%	42.7%
	上差尾	277	304	▲8.9%	112	95	17.9%	40.5%	32.4%	37.8%

2. 地域福祉に関する山都町の近年の取り組み

行政、社会福祉協議会をはじめ、各種取り組みを行っています。

一方、社会状況からは、地域での一層工夫した地域運営が求められているといえます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
山都町の取り組み（地域福祉に関わる事項）	- 子ども子育て支援事業計画（H27～H31） - 第2次山都町総合計画（H27～H36）	- 熊本地震に対し避難所、福祉避難所の開設と設置運営 - 熊本地震被災者支援に関する地域支え合いセンター設置	- 第7期山都町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定 - 第3期障がい者基本計画 - 第5期障がい者福祉計画 - 第1期障がい児福祉計画策定
合同での取り組み	生きがいと健康づくり事業	支え合いセンター連携会議（毎年度継続）	社協、30 地区福祉会研修、地域福祉活動計画評価委員会等への行政の参加
山都町社会福祉協議会の取り組み	30 地区懇談会の実施（見守りマップ作成・更新等、毎年度実施） - 生活困窮者等自立支援相談窓口を設置	- 熊本地震に際し千寿苑等での避難所の運営 - 山都町災害ボランティアセンターを開所 - 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付	- くまもと暮らし安心システム推進モデル事業（2 カ年）の実施（熊本県モデル事業） - 生活サポートセンター事業開始 - 社会福祉法人連絡会の開催 - ボランティア協力校情報交換会の開催 - 中山間地域等包括ケア推進事業
地域住民・事業所等の取り組み（地域福祉に関わる事項）	地区でのサロンや、福祉委員、民生委員・児童委員、シルバーヘルパー等での見守り活動（毎年度で実施）	- 熊本地震時の自主防災活動 - 山都町地域防災計画見直しにかかる専門委員会	山都町地域防災計画見直しにかかる専門委員会
社会情勢・出来事	4 月介護保険制度改正（新しい総合事業への移行） - 生活困窮者自立支援法（4月施行） - 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 5月空き家対策特別措置法	- 熊本地震および 6 月 20 日豪雨災害発生 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） - 地域共生社会の実現 - 地域課題の解決力の強化 - 地域を基盤とする包括的支援の強化 - 地域丸ごとのつながりの強化 - 専門人材の機能強化・最大活用 - 障害者差別解消法（4月施行）	- 九州北部豪雨（福岡県等での甚大な被害） - 地域共生社会の実現に向けて（平成 29 年 2 月） - 地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省）地域福祉計画に対する社会的な要求を再整理 「社協・生活支援活動強化方針第 2 次アクションプラン」（平成 29 年 5 月）社会福祉協議会の地域での役割の再確認 - 社会福祉法人制度改正（地域社会への貢献等） - 子どもの貧困（6 人にひとり）の状況報道

今後は、行政各課、社会福祉協議会、地域住民、福祉事業所等の一層の連携を進めていく必要があります。

平成 30 年度	令和元年度	経過・課題
- 子ども子育て支援事業ニーズ調査 - 生活支援体制整備事業ワークショップ開催 - 通いの場、いきいき100歳体操(大川、東緑川)実施 - 山都町地域防災計画の修正	- 健康づくりに関する活動について「幸齢者はびねすポイント」事業開始 - 子ども子育て支援事業計画策定 - 社協地区懇談会での介護保険や公共交通に関する説明、アンケート依頼等	- 生活支援コーディネーター事業による地域資源の活用、地域課題の改善等が必要 - 過疎高齢化の急速な進行により地域の担い手不足が深刻化している。地域福祉の充実を図り、既存のコミュニティの拡充が急務である。
- 第6回町内・集落福祉全国サミット in 山都町開催 「農作業で介護予防」事業計画の策定	- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の共同作成 「農作業で介護予防」事業の実証実験(モデル事業展開) - 福祉まつり(11/16日(土))	地域福祉の重要性にかかる啓発普及活動が急務である。町と社協が両輪で事業を展開し、地域福祉の充実を図る必要がある。
地区別福祉懇談会、福祉委員研修、30 地区福祉会会長合同研修(毎年度実施)	社協役員研修でワークショップ開催	人口減少、少子高齢化に対する過疎対策の一層の取り組みが必要。
- 老人クラブでエゴマ栽培 - 自治振興区役員を対象とした災害避難訓練の実施と防災チラシの各戸配布	自主防災組織と連携した防災訓練を実施	- 地域防災計画の普及啓発が必要。地域コミュニティによる見守りや支援が重要となっている。 - 管内のハザードマップを各戸配布し、日頃の備えの重要性を周知している。
- 西日本豪雨、ひとり暮らし高齢者等で避難が出来ず亡くなった事例が多い。自力での避難の出来ない高齢者・障がい者、乳幼児を持つ世帯等の近隣での把握と避難支援のあり方の工夫 - 幼児や子どもへの虐待や犯罪被害 近隣での気づき・通報、専門対応それぞれの充実の必要性が顕著 - 九州中央自動車道(小池高山IC～山都町北中島IC間)が開通 - 特殊詐欺 電話で在宅を確認し(アポ電)強盗被害	- 高齢者の車の事故多発。免許返納の必要性の顕在化。 - ひきこもり状態にある人の事件(川崎・農林水産省元事務次官) - 児童虐待 - 社協職員を装った不審電話(福島・高知・茨城・山梨) 	- 大規模自然災害の発生が続いており、災害時避難や防災対策の一層の充実が必要 - 社会状況の変化から地域福祉計画策定のガイドライン改定など、地域福祉計画に関する、一層の重要性が指摘されている - 生活課題の複雑化や社会状況の高度化等で、貧困、孤立化、自殺防止等の対応など地域での支え合いの一層の充実とともに、専門相談・支援の充実が必要となっている - 地域の人材や地域資源を活かした地域運営の総合化のなかで、地域福祉に関わる環境を充実させていくことが時代状況となっている。

町内・集落福祉全国サミット

3. 既計画の評価

●山都町の地域福祉計画（行政計画）の取り組み状況と評価

平成 23 年に策定された地域福祉計画の評価を行います。

前回計画では、保健福祉総合計画の一環に位置づけられていました。

計画の役割

区分	項目	評価
●横断 (横につなぐ)	高齢者や障害者等の対象者ごと（縦割り）のサービスを横断的に有効活用（例えば、高齢者も障害者も子どもも誰でも集えるサロン）を図りながら、だれでもいつでも身近に利用できる便利で質の高いサービスが生まれ育つようなきっかけづくりや支援策を行っていきます。	地域福祉計画の基本的な役割が整理されている。 これに加えて、通常の福祉施策や行政施策に、地域福祉の視点を加えた、取り組みを検討する必要がある。
●補完 (すきまを埋める)	各計画の制度の対象とならない人や、制度によるサービスが足りない地域など、フォーマルサービス（公的なサービス）で十分でない部分を補う（例えば、住民見守り活動）ために、インフォーマルサービス（ボランティアや NPO、地域住民の支え合いなどによるサービス）が生まれ育つようなきっかけづくりや支援策を行っていきます。	
●共有 (共通基盤を整える)	既存の福祉関係サービスやインフォーマルサービスが健全に育つような施策や、それらのサービスが利用しやすくなるような仕組みなど、どの計画にも共通し質の高い施策を進めていくために必要不可欠な基盤整備（例えば、人材育成や権利擁護）について関係機関とともに進めていきます。	

計画の方向性

区分	項目	評価
第1節 住民参加型地域福祉の推進	1. 住民の主体的参加型の促進 2. 地域福祉推進の人材育成 3. 地域住民や NPO などの社会福祉活動の支援 4. 社会福祉協議会の基盤整備と支援	計画の方向性を、具体的な取り組みにつなげることが必要
第2節 福祉サービスの拡充と多様なサービスの創出	1. 民間福祉サービスの育成 2. 生活に関連する分野との連携	
第3節 福祉サービス利用の推進	1. サービス選択の体制整備 2. 相談支援体制の機能強化 3. サービス利用者の権利擁護 4. 苦情解決体制の整備	

今回、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定の観点からは、基本的な考えは引き継ぎつつ、計画項目や具体的な取り組みをより深めることが必要とされます。

計画の内容

区分	項目	評価
第1節 地域の“縁がわ”づくりを進めます。 誰もが地域の人とのふれあいの中で、すこやかに楽しく生活できるよう、いつでも気軽に利用できる地域の拠点づくりを図っていきます。	● 住民交流サロンの普及 ● 小規模・多機能福祉ホームの普及 ● 社会福祉施設の地域展開 ● 小規模作業所の地域展開	住民間の交流をととして支え合い活動につなげることが考えられている
第2節 地域の“結い”づくりを進めます。 様々な生活支援を利用しながら、住み慣れた地域で自分らしく自立した日常生活が送れるよう、地域の人との結びつきを大切にした支え合いによる取り組みの普及を図っていきます。	● 住民見守り活動の普及 ● 緊急連絡票の作製 ● 小規模ネットワーク活動の普及	見守り活動や支え合い活動を進めることとされている
第3節 地域の“ちから”おこしを進めます。 地域が元々持っている力を発揮できるよう、地域の多様な資源や豊富な人材を活用した新たな取り組みの普及を図っていきます。	● 世代間交流事業 ● 地域での子育てサポート ● 地域で住まいやお出かけをサポート	地域人材や地域の福祉資源などを活用した地域づくりが考えられている
第4節 地域福祉を支える担い手を育成します。 住民が福祉施策に参画できるような環境整備を進めるとともに、地域福祉を支えている担い手の活動を支援しながら、様々な人々の支援による質の高い福祉サービスの提供ができるような基盤づくりを行います。	● 住民の支え合う意識の高揚 ● 地域福祉を支える人づくり ● 地域福祉活動を支える体制づくり	地域福祉に関する啓発、意識づくりが必要とされている
第5節 利用者の視点に立った仕組みをつくりします。 住民が望んでいる福祉サービスを適切に提供するために相談支援体制の整備を図るとともに、福祉サービスの利用促進、利用者の自立生活支援のための仕組みづくりを行います。	● きめ細かな相談支援体制づくり ● 適切な福祉サービス利用促進のための仕組みづくり ● 自立生活支援のための仕組みづくり	利用しやすい相談体制や自立支援を進めることとされている

●山都町社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取り組み状況と評価

第2期地域福祉活動計画の主要事項に関して評価を行います。

それぞれに取り組みを進めており、役場との連携や地域団体や人材との連携を図っています。

主要事項	第2期計画内容
●防災見守りマップからの支え合い活動の広がり	平成25年から防災見守りマップ作成と更新を進めている。 見守りの必要な人の把握やその必要性への理解は深まっている。 今後は、とくに課題を抱える世帯・人について、社協や地域包括支援センター等につなぎを行う必要がある。 また、専門的なケアだけでなく、課題を抱える世帯に対して、民生委員・児童委員、近隣福祉委員等を交えた地域ならではのケア・支援を考えるなどにつなげていく。
●福祉事業所の地域との関係づくり	地域の福祉事業所では、地域貢献活動などが行われている。とくに、地域密着型事業所では地域住民との関係のなかで施設運営が位置づけられている。 各事業所には、福祉に関する専門職がいることから、地域住民との交流などにより地域の福祉資源としての活躍が期待される。 また、地域の特性に応じた施設運営につなげていける効果が期待される。 このような地域との交流がしやすい環境を、町と社協とで連携し作っていく。 また、福祉事業所間のネットワークや社会福祉協議会とのネットワークなどにより全体としての福祉活動の充実に役立てていく。
●地域包括ケアシステムへの社協としての役割	医療・介護・予防等が連携して在宅での切れ目のない介護を進めるため、地域包括ケアシステムの充実が目標として国の施策に位置づけられている。 町のいろいろな資源や人材の連携活用が一層必要とされる。 社会福祉協議会としても、地区福祉会や福祉委員、生きがいと健康づくり事業等の取り組みをいかし、役割を果たしていく。
●住民参加型生活支援の仕組み	白糸第1でサポーター養成に取り組まれているように、ご近所での通常の支え合いや専門的な介護保険サービスなどの間で、ニーズのある生活支援の仕組みを検討する。 一定の活動費の支払いや地域通貨などを加え多様な生活支援のひとつとしていく。 また、高齢ではあるが元気な人、地域で役割を発揮したいなどの人材の活躍の場の提供につなげる。 今後の仕組みづくりを、町および各福祉会との連携のなかで進めていく。
●山間部等での生活支援と活性化	人口減少、高齢化が進んでいる山間部での基本的な生活の維持や活力を高めることが必要となっている。利用可能な空き家へのIターン・Jターン等の人材の受け入れによる人的活性化の取り組みが考えられる。 また、地域の縁がわとなるような交流機能を持つ場所で高齢者の作った農林産品を集め加工・販売につなげることなどの経済活動につなげることも検討課題である。 さらに、移動販売や交通の便の確保などを、行政・商工会等の関係機関と協議・連携のなかで検討していく。
●地域住民との直接のつながりをいかした社協の役割発揮	30地区の各福祉会の活動を支援し、地区での地域座談会は毎年行っている。 また、民生委員・児童委員、各福祉会役員（行政区長、各種団体関係者）、300名を超える福祉委員との「顔の見える関係」が社協の財産となっている。 このような地域住民の活動組織は、住民自らが地域の課題に気づき、改善に取り組む役割を果たしている。 このような関係を活かすことで、行政にとって生涯学習をはじめ健康づくりや介護予防などに、一般的な啓発だけでなく地域住民と直接のやり取りができることとなる。 幅広い分野での行政と地域住民との関係づくりが期待され、社協の役割発揮につながる。

今後とも、町全体での地域支え合いの推進に役割を果たしていくために、行政はもとより、地域住民やいろいろな機関との連携を進めていく必要があります。

これまでの評価	今後への反映
平成 28 年の熊本地震を経験した事によって住民一人ひとりが災害への備えについての意識が高まった。 また、地域の集まりの中で災害時における見守りネットワークの話しをする機会が増え、意識の醸成に繋がった。	なお、自主防災組織や避難所開設の充実を進める地域が増えているので今後も日頃の支え合いが災害時のネットワークにつながる事の重要性を啓発していく。 認知症高齢者の行方不明や保護された事例があり、要援護者台帳を活用し特に見守りが必要な認知症高齢者の一人暮らしなど、地域、事業所、関係機関と情報共有を密に行っていきたい。
社協が行う事業、各会議や各行事等を活用し、地域の暮らしは制度や専門職だけでなく地域の人との連携が重要であることにふれる機会を設けた。 そのことで、社協・各事業所の取り組みや地域の実態を把握する機会ともなり、関係性づくりに貢献できた。	今後も、福祉事業所と地域が同じテーブルで意見を交わせる機会を多く作る。
お宝さがし講座においては、普段何気なく当たり前に行ってきたことが支え合い活動であることに気づき、これは地域の資源であることを理解する機会となり、これならできるという自信も引き出すことができた。	今後は生活支援体制整備事業につなぎ、まずは地域の人々の力を見直すことから地域包括ケアシステムへ広げていく。
山都町生活支援サポートセンター運営は、養成講座を受講することで高齢者の役割づくりや生きがいにもつながり、実際支援を行った協力会員からは、ワンコインの考え方を自分が支援を受ける立場になった時のポイントに活用できる仕組みに変換する発想を生み出すなど、住民参加型支援の仕組みづくりの成果となった。	今後も、できることに着目しそのことをどう展開することがいいのかを地域の方と考える機会を持ち続ける。
サミット開催は、登壇や事例集での発表、おもてなし側、参加者など多くの町民の参加があり、山都町の現状にふれることができ町外からの参加者からの評価に自信を持つこともできた。	地域課題は福祉だけでなく農林商業や若者の働く場所のこと、学校の存続、移動手段の確保など多くの課題がありそのことは関わる全ての住民が連携していく必要性を感じたことを、今年度も引き続き研究し地域の活性化へとつなぐ。
毎年度の福祉会長、福祉委員研修、30 地区福祉座談会の開催など、折に触れ地域住民と直接、対面・会話する機会を設けてきた。	既存の活動の意味づけや重要性を伝えることで継続への意欲を引き出していく。 できないことの課題より、今出来ている事に着目し、活動の継続や新たな気づきに目を向け、顔の見える関係を活かし住民主体の取り組みになるよう支援を行っていく。

4. 地域住民福祉活動（主な取り組み）

●30 地区福祉会、地域座談会（令和元年度）

蘇陽地区では見守りマップと台帳の再確認を行いました。

清和、矢部地区では、年間の地域行事の確認から地域の顔合わせの大事さを再認識しました。

地域座談会の様子（例示）



地区	自慢行事	エピソード	地域の声
白糸第一	①田植え上がり ②夏祭り	①終了後、バーベキューをして楽しむ。 ②お盆に開催する事で帰省客も多く、交流も兼ねて毎年盛り上がっている。	地域の行事等を通して顔を合わせる機会が増える事で、顔を見ると安心する、家族のような関係がある。
中島東部	①日本一小さな花火大会 ②厄入り・還暦ゴルフ	①会費を集めて花火を買い地域全員が集い、田のあぜ道で花火が上がるのを楽しむ。 ②厄入り・還暦の人をそうでない人が祝う意味で、一緒にゴルフを楽しむ（交流）。もちろんその後は飲み方	- 子どもや若い世代は少なくなったが、夏祭りや日帰り旅行等、地域の行事を楽しみにしている人がいる。出来るだけ継続したい。 - 行事をする前には必ず会議をする為、書き出すときりがないぐらい顔を合わせている。それでお互いの事を把握出来ている。



●30 地区福祉会会長や福祉委員研修

地域福祉に関する研修や情報交換を兼ねて毎年度開催しています。



●高齢者の活力を生かした取り組み

東竹原のみさお大豆の栽培と加工・販売。フットパスの取り組みや、老人会でのえごま栽培と加工販売。さらに、物産館への出荷を庭先集荷で支援する「おたっしゃ野菜」の販売など、高齢者や地域人材、地域資源をいかした福祉コミュニティビジネスが取り組まれています。



●社協理事、役員研修

例年行っていますが、今年度は行政の地域福祉計画策定との関連性を重視し研修を行いました。社協と行政との連携・協力による一層の事業展開への意見が出されました。

今後のアイデア

項目	内容
研修・広報	・かたくりへ「こんなことしてます」高齢者への支援を具体的にのせる（分かりやすいもの） ・社協の活動をもっとPRする。 ・研修会に参加して福祉の意識を高めてもらう。 ・福祉委員の意識改革。 ・免許証返納（これからの対応について町と一緒に取り組んでいただきたい）。 ・生涯現役。仕事も勉強も！それに収入があるとまだまだ元気になるのでは？
会費の有効活用	・会費について住民に説明、周知徹底していくと住民の意識も変わるのでは？ ・山都町社協から30地区へ370万助成（30地区福祉会への助成金の使途方法が分からない。）どんな風に使うのかを教えていただくと残らない。（指導して下さい）
相談・対応の工夫	・複雑な相談が増えている。ひとりじゃ解決無理。⇒ 早目に連携取ってつなぐこと。
住民・地域との一体化	・行政が解決出来ないところを社協が補完していく。（社協行政）⇒ 行政と社協の連携。 ・社協が住民の一番身近な存在になってほしい。 ・自治振興等、地域組織との連携。 ・福祉委員の姿勢にある。（信頼）
費用・マンパワー	・人材を活かす。（車イスで田植え） ・お金がなくても出来ること！工夫！
行政との一体化	・社協と行政の一本化を進める



●福祉まつり

町と社会福祉協議会との共同開催。

関係する団体やボランティア等のかかわりがあり、内容が充実してきています。



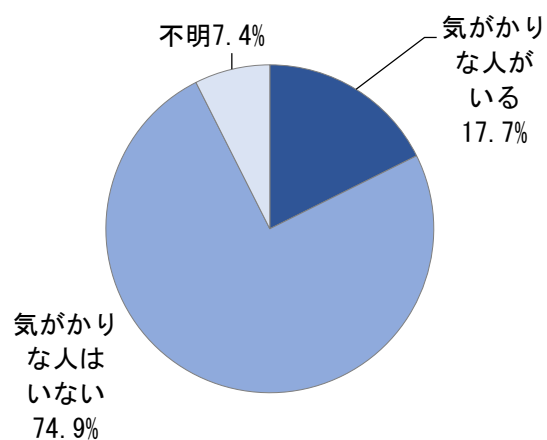
5. 住民アンケート調査

問. あなたのご近所で「気がかりな人」はいませんか？【単数回答】

「気がかりな人がいる」が17.7%、「気がかりな人はいない」は74.9%であった。

17.7%は、約6人にひとりの割合となり、近所での「気がかりな人」が多いこと、さらに何かと気にかけている様子がうかがえる。

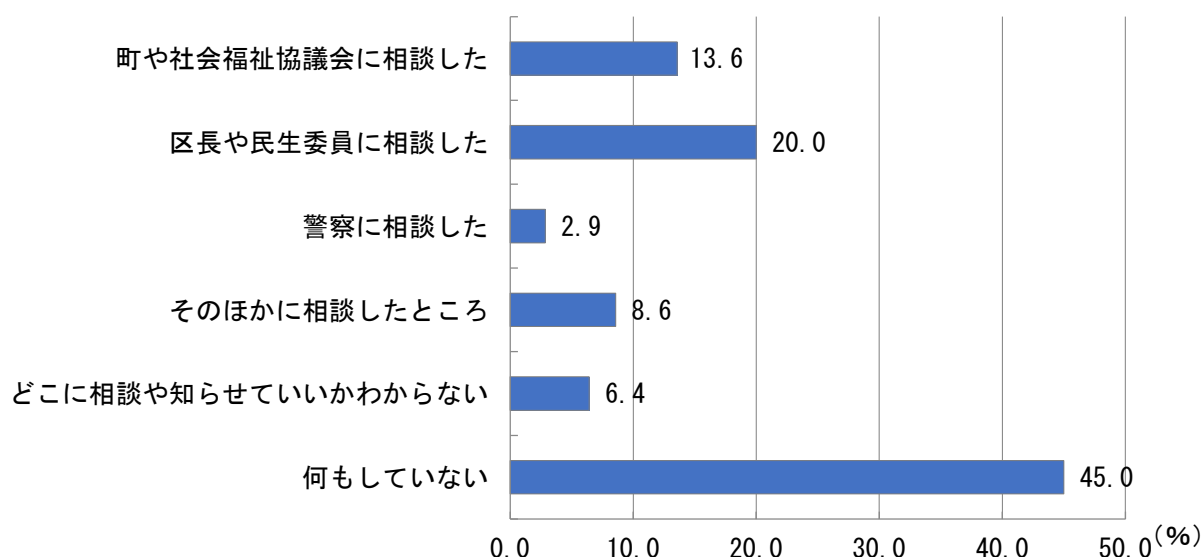
気になる内容をみると、高齢者世帯、一人暮らし高齢者等が多いものの、生活困窮、認知症の方、近所付き合いがないなど多岐にわたっている。また年代が上がるにつれて気になる人の割合が高くなっている傾向となった。



問. 気がかりな人について、どこかへ相談や連絡をされましたか？【複数回答】

「気がかりな人」が多いとされる一方で、最も多い回答が「何もしていない」45.0%となっている。また、「どこに相談していいかわからない」も6.4%となった。

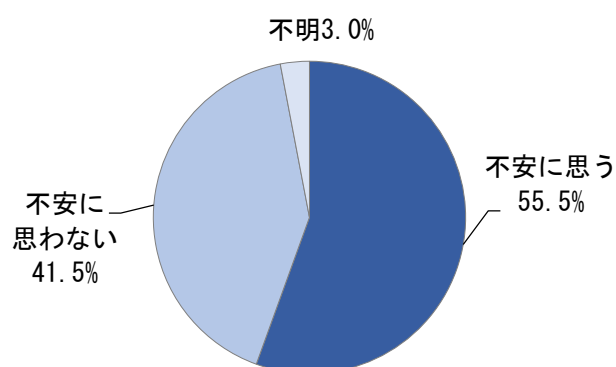
相談先としては「区長や民生委員に相談した」が20.0%、「町や社会福祉協議会に相談した」13.6%となった。



問. 災害時の避難や備えについて不安に思いますか【単数回答】

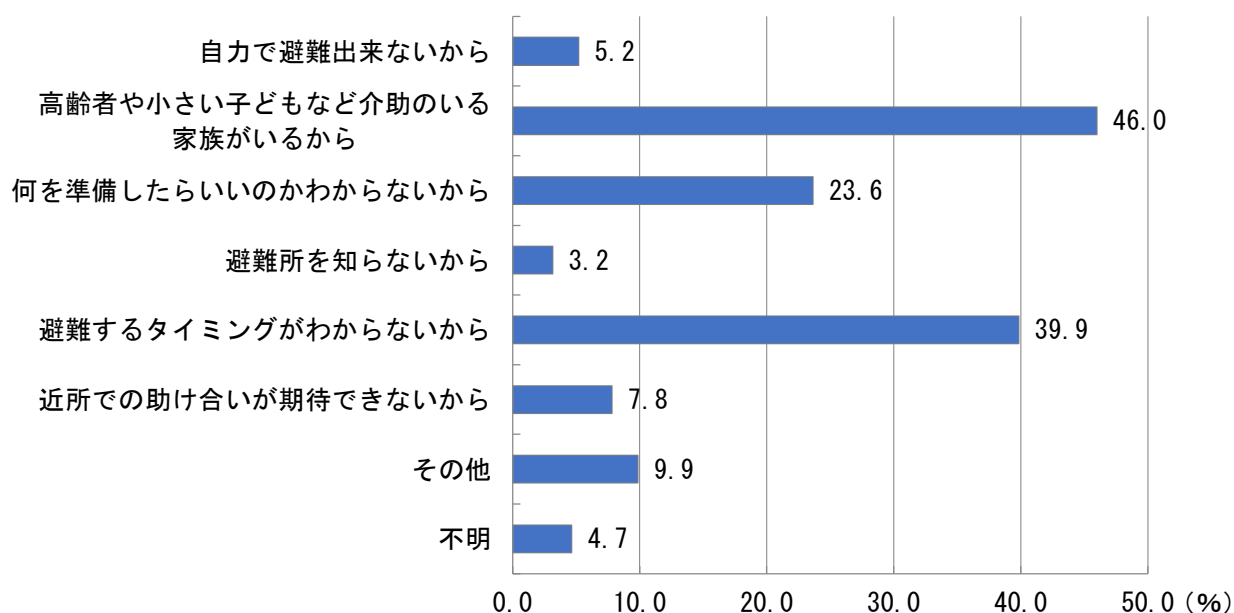
「不安に思う」が55.5%、「不安に思わない」が41.5%となり、不安に思うが10ポイント以上も上回る結果となった。

年代別にみると20代、30代で「不安に思う」と回答した割合が他の年代に比べ高かった。



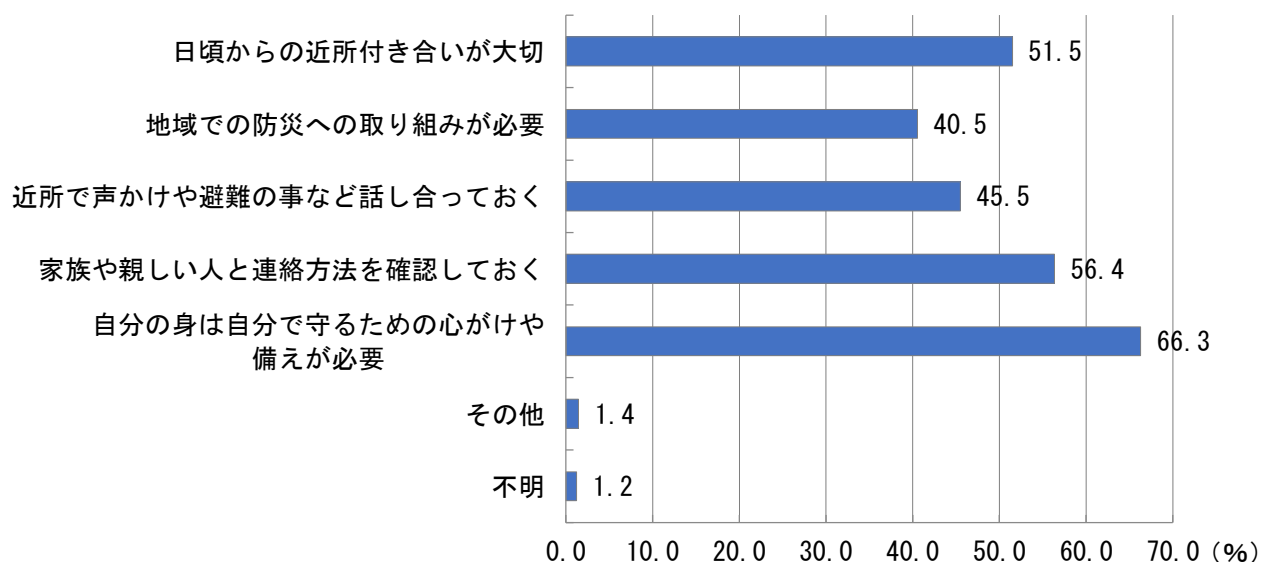
問. 災害時の避難や備えに不安だと「思う方」の気になること【複数回答】

全体でみると「高齢者や小さい子どもなど介助のいる家族がいるから」46.0%が一番多く、次いで「避難するタイミングがわからないから」39.9%、「何を準備したらいいのかわからないから」23.6%であった。回答の中には、避難所までが危険、避難所は安全なのか？などの意見も多く寄せられている。



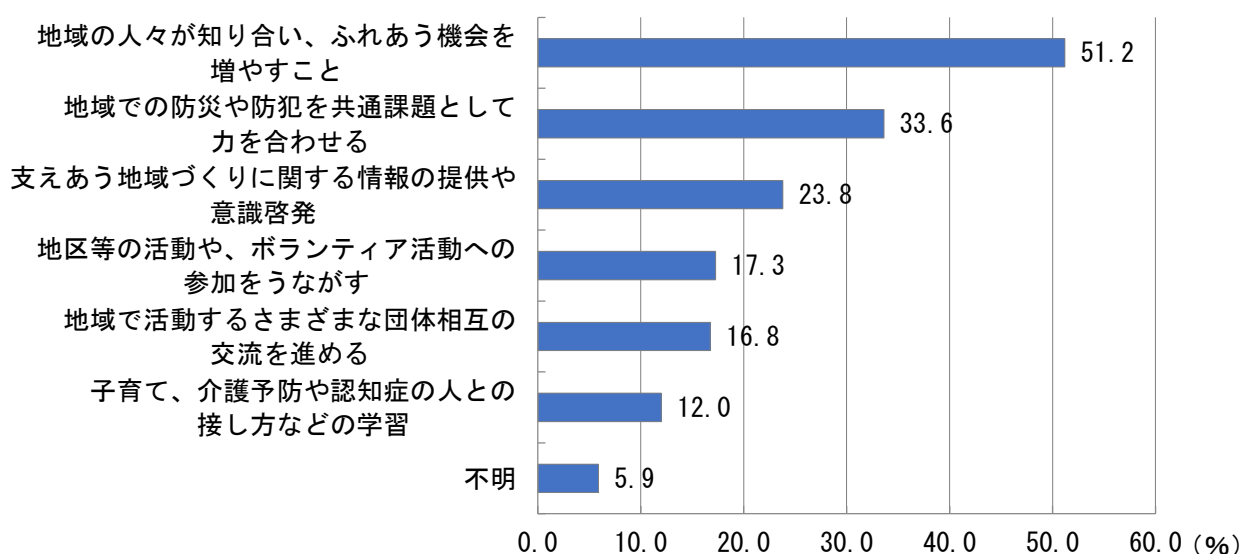
問. 熊本地震や豪雨災害等を踏まえ、どのようなことが大切だと思われますか【複数回答】

「自分の身は自分で守るための心がけや備えが必要」が66.3%と最も多く、特に若い世代では20代が8割以上の回答率となり、また、50代、70代でも7割以上の方が自分の身は自分で守る必要があると考えられている。次いで「家族や親しい人と連絡方法を確認しておく」56.4%、「日頃からの近所付き合いが大切」51.5%となった。



問. あなたは、近所で住民どうしが支え合う地域づくりのために、どのようなことが必要だと思いますか【複数回答】

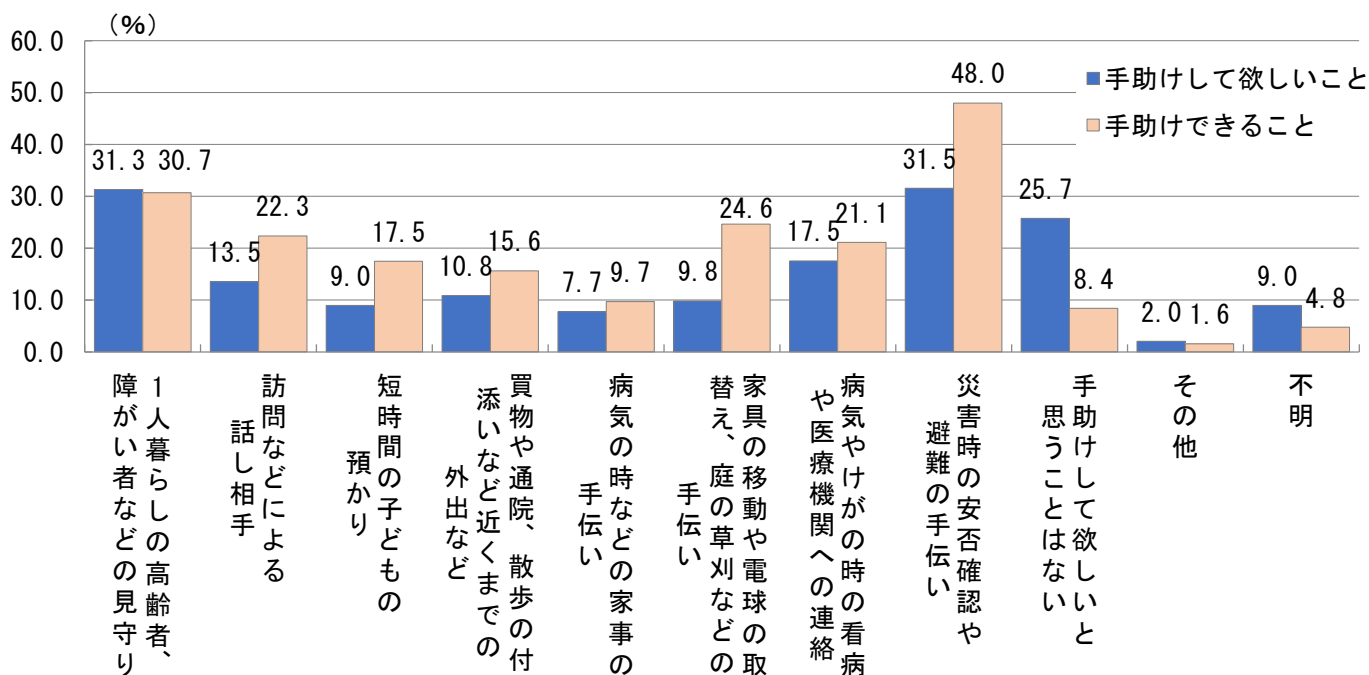
一番回答が多かったのが「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」51.2%となり、全ての年代で5割程度の回答となった。その他、回答は多様な項目に寄せられており、さまざまな取り組みが必要であると考えられている。



問. 今後、ご近所とのおつきあいのなかで、「手助けして欲しい」と思うことがありますか

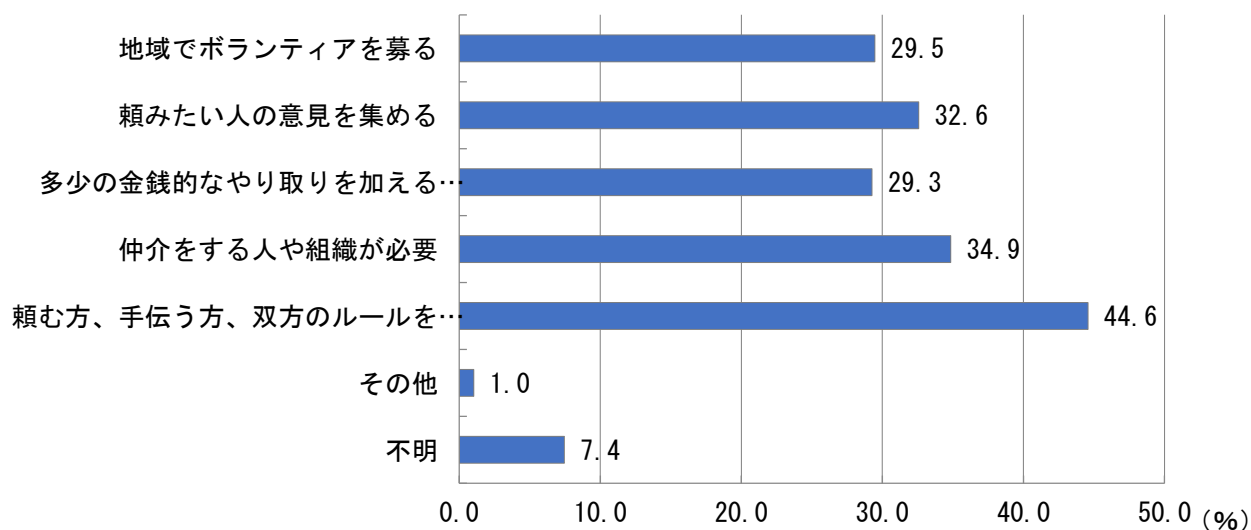
【複数回答】

「災害時の安否確認や避難の手伝い」が最も回答が多く 31.5%、次いで「1 人暮らしの高齢者、障がい者などの見守り」が 31.3%となった。全体としては、「手助けして欲しい」より「手助け出来る」の回答が多くなっており、このような意識を活かすことが必要である。



問. 「手助けして欲しい」「手助けできる」といった仕組みをつくるために、どのようなことが必要だと思われますか【複数回答】

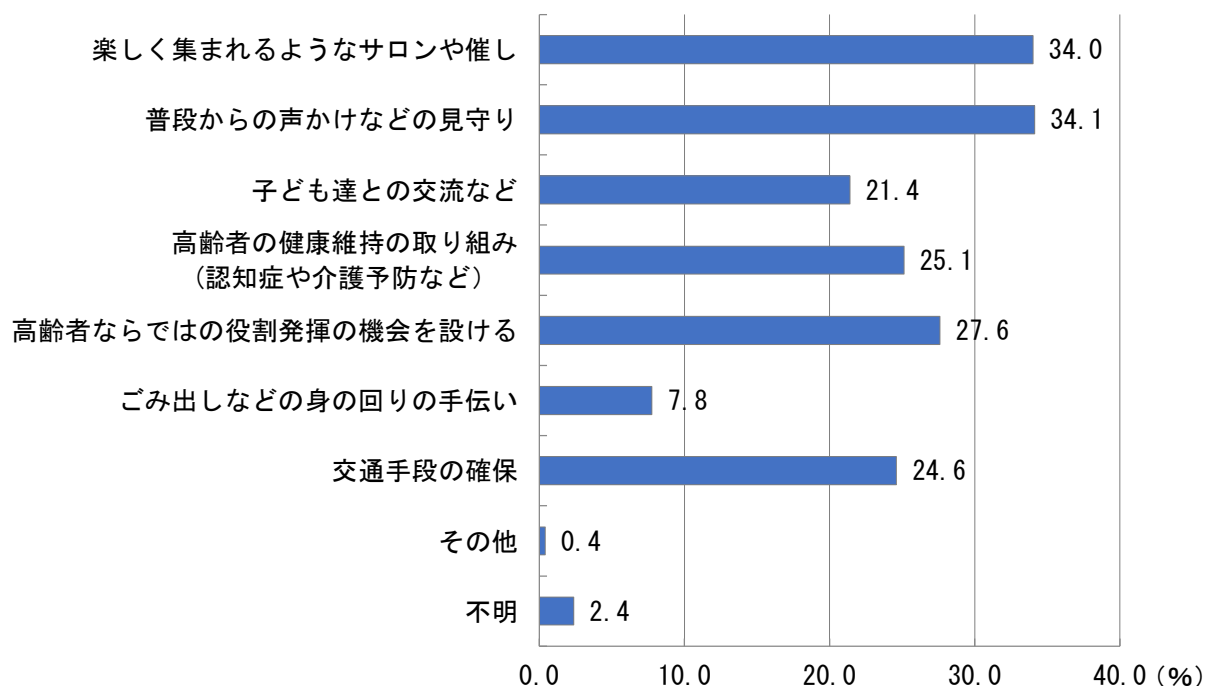
「頼む方、手伝う方、双方のルールを決める」が最も多く 44.6%、次いで「仲介をする人や組織が必要」34.9%、「頼みたい人の意見を集める」32.6%であった。手助けできる、頼めるかは相互のルールやコミュニケーションが重要と思われる。



問. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるために、どんなことが必要だと思われますか？

【複数回答】

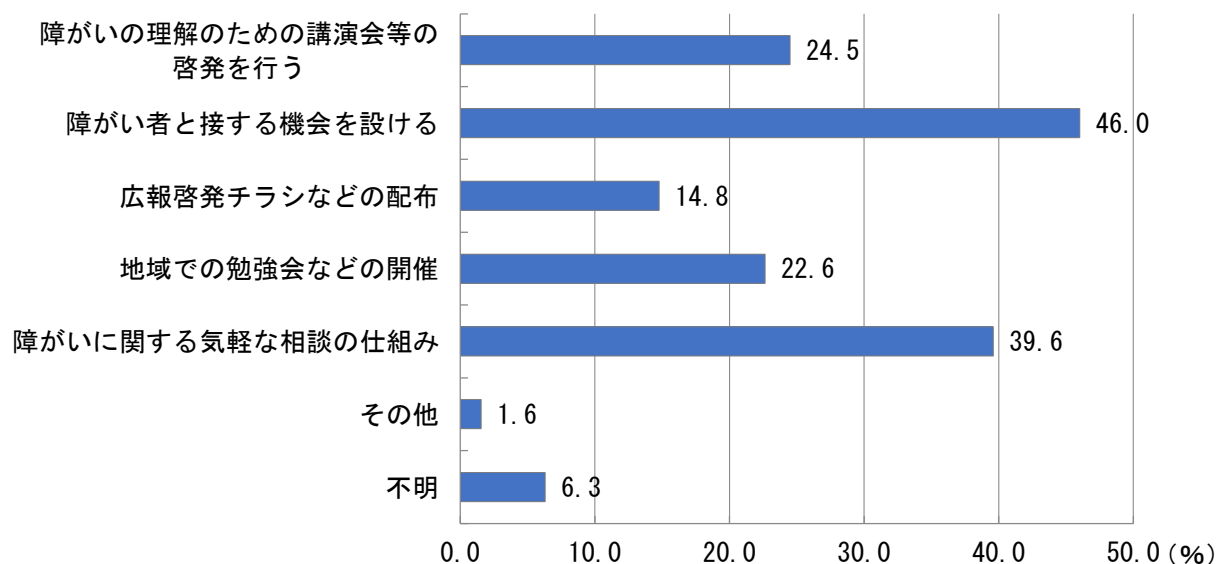
「普段からの声かけなどの見守り」が一番多く 34.1%、次いで「楽しく集まれるようなサロンや催し」34.0%、「高齢者ならではの役割発揮の機会を設ける」27.6%となった。「交通手段の確保」にも 24.6%の回答があり、約 4 人に 1 人が必要なことと感じられている結果となった。



問. 障がいを持つ人が地域でいきいきと暮らせるために、どんなことが必要だと思われますか？

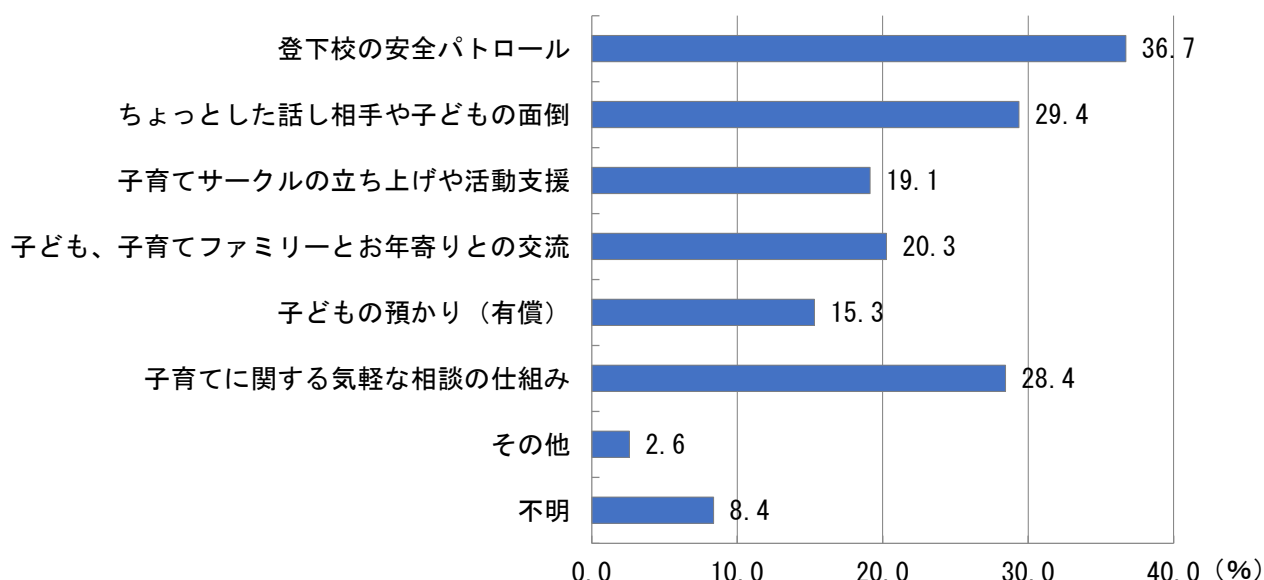
【複数回答】

最も回答が多かったのが「障がい者と接する機会を設ける」46.0%、次いで「障がいに関する気軽な相談の仕組み」39.6%、「障がいの理解のための講演会等の啓発を行う」24.5%であった。障がいの理解を深め、学ぶこと等が必要だと感じられている。



問.「子育て」を楽しく進める上で、どんなことが必要だと思われますか？【複数回答】

「登下校の安全パトロール」36.7%、次いで「ちょっとした話し相手や子どもの面倒」29.4%、「子育てに関する気軽な相談の仕組み」28.4%となった。子育てをする上で、周りの協力、支援が必要不可欠だと感じとれる。



自由回答

- ・高令者（86才）と、3障がい（身体、知的、精神障がい）のある（女性）人との2人世帯で娘さんの具合（精神的）が悪くなると介護されている父親の対応が大変である。近所に応援を求められる（女性、70代以上、清和）
- ・生活困窮で、身寄りのない人。コミュニケーションをとることがむずかしい人。（女性、40代、蘇陽）
- ・高齢者ばかりの村だからとにかく早目の避難以外にないそれでも歩いて来れない人もいる乗せに入ったり送ったりそれも大変です。みんな老年ばかりだし（女性、70代以上、矢部）
- ・定期的に地区の全員が集まる取り組みをした方が良いと思う。（女性、30代、矢部）
- ・近所の人に会ったら大きな声であいさつをする。（女性、10代、矢部）
- ・近所の方々と声かけたりお茶をしたりしています（女性、70代以上、蘇陽）
- ・近所などで交流をふかめ災害が起きても支えられるようにする。（男性、10代、蘇陽）
- ・地域での防災訓練を楽しくやる。（たき出しなど）（男性、40代、地区不明）
- ・小さい子供と買い物に行った際、お金を払う時や、袋づめしたい時に子供が泣いてだっこしないといけない時の手助けがほしい…（女性、20代、山都町以外）
- ・以前テレビで保育園と老人ホームが合併している所があると聞いたが、お互い支え合ったり、教え合ったりしている姿をみて、とてもいいアイデアだと思った。相互が刺激になっていたし、ぜひそのような園を作ってほしい（女性、30代、矢部）
- ・時代の流れで個を尊重する時代を経て、今、再び、昭和の井戸端会議をなつかしむ風潮にもどりがつあると思います。かろうじて田舎はそういう関係を守れてきた？微妙な気もする。（女性、60代、矢部）
- ・うちのおとうとがじへいしょうでたまにきんじょの人にしつれいなことをしておこられそうになるのでおとうとのことをしてもらいたいです。（男性、10代、清和）
- ・いろいろ不安になると思うけどお年寄りの事故は絶対になくさないといけないと思った。（女性、10代、山都町以外）
- ・安全にすこせるように協力する。（女性、10代、矢部）

6. 矢部高校生ワークショップ

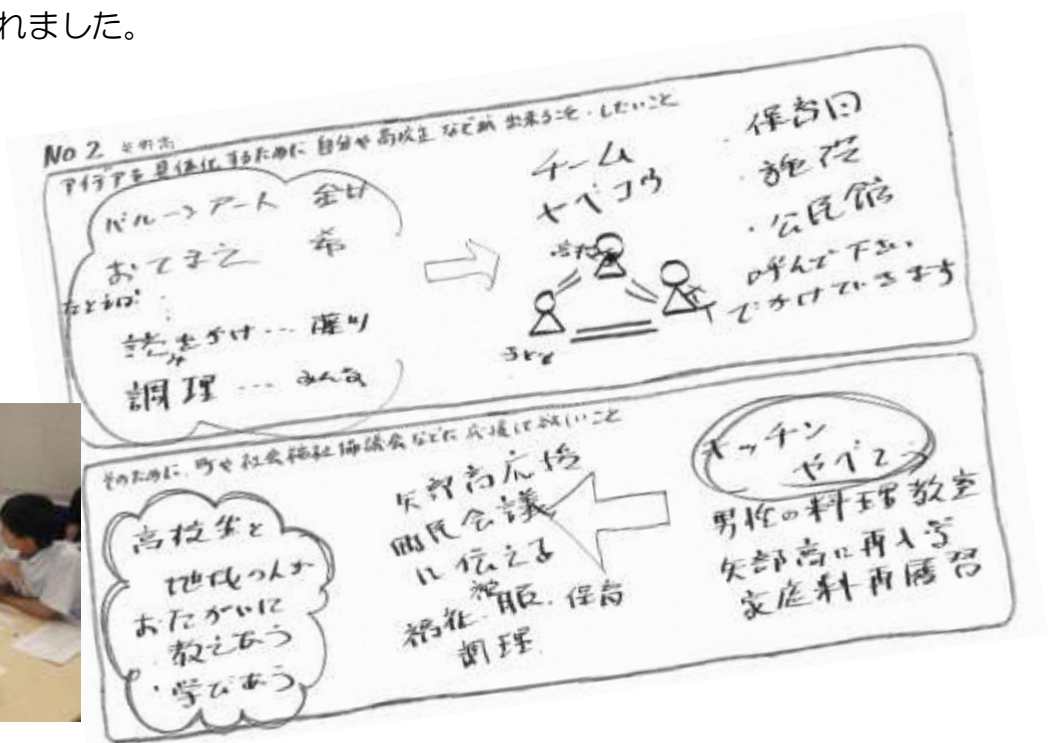
高校生など、若い人たちの地域福祉に関する関わりの様子や地域での支え合いに関する意見を聞き取り、今後の時代を担う若い世代が地域支え合いに関わる方法を探るなどの目的でワークショップを開催しました。



項目	意見
1. 福祉体験、福祉の仕事、近所の人との関わりなど	高校生は近所や地域との関係が薄いと考えられがちであるが、お菓子をもらったり、近所の子も達と遊んだり、また、登校時の見守りのことなどが、近所とのかかわりとしてあげられた。祖父母等との同居の場合などとくに、近所づきあいを目の当たりにしている様子がうかがえる また、小中学校、さらに高校での部活動等の中で、小さい子ども達や高齢者との交流活動なども福祉に接する経験としてあげられた。 このような体験・記憶を、改めて意識し、近所との関係などに思いをはせることが、大人になってからの近所との良い関係の基礎となるものと考えられる。
2. 地域支え合いのために、地域で出来たらいいこと・アイデア	子ども達や高齢者と一緒に料理やゲームをしたりするような、小中学校での福祉の体験、地域の高齢者等と接する機会などがあると、顔見知りになることや会話をすることにつながっている。 ボランティア活動など「手伝って欲しい」との呼びかけがあると参加しやすいとされた。
3. アイデアを具体化するために自分や高校生などが出来ること・したいこと	具体的に、矢部高に保育園や施設、公民館等でボランティアを呼びかけてもらえれば、生徒それぞれの特技などを活かして活動出来る（してみたい）とされた。

今回のような地域や暮らしを考える機会が、普段の学校や家庭でほとんどないものの、ちょっとした情報提供や話し合いで、近隣関係や世代間の支え合い・交流などの大切さが意識され、その上で、行動の機会への関心があげられた。

具体的な行動の機会を一緒に考え実施することや、意識付けの機会を継続的に行うことの大事さが、今回のワークショップから導き出されました。



項目	意見
4. そのために、町や社会福祉協議会などに応援して欲しいこと	高校と地域との交流として、例えば、学校で行っている料理教室などをもとに、地域の高齢者や乳幼児を持つお母さん達と一緒に健康や乳幼児にいい料理を、いっしょに作るなどのアイデアが考えられた。 このような活動を「矢部高応援町民会議」に持ちかけ、矢部高の特色づくりにもつながるとされた。
参加しての感想	- 自分が今まで体験した福祉体験をもう一度思い出すことができたので良かったです。近所の人との関わり、子どもとの関わり、高齢者との関わりなどのたくさんの関わりはとても大切なことだと思いました。 - 今回のワークショップに向けての話し合いで大人や小さい子どもたちとの向き合い方を改めて考えてみて、そういったことをするきっかけ、あるいはきっかけになる場所が大事なことが分かりました。 - 今回の話しで今の現状を知ることが出来、そのために何をやっていくか、必要なことは何かなど気づけてなかったことに気づく事が出来ました。これから、今までの経験を活かして頑張っていこうと思いました。 - 高齢の方がどれくらい増えてきているかを詳しく知る事ができて良かったです。私の家の近くにも高齢者の施設があるので、そこに遊びに行き、話し相手になったり、できることがあると思うので、ふれ合う機会をつくれたらなと思いました。出来る事なども探すことができて良かったです。

7. 今後の計画課題

今回の各種調査をもとに、次のような事項が今後の計画の課題と考えます。

第1に、地域福祉の大事さを広く、啓発するとともに、地域人材の支え合いに関する活躍を引き出すこと。

第2に、すでに取り組まれている30地区福祉会の活動や各区、各団体やグループの活動充実を進めること。

さらに、行政、社会福祉協議会や各種福祉事業所をはじめ関係者が連携協力して進めることと考えます。

特に、地域での支え合いへの意識づくりと地域支え合いにかかわる人材の育成や活躍の機会づくりが重要と考えます。

区分	項目	内容	検討
地域福祉の啓発・人材育成	地域福祉の重要性・大切さの一層の啓発	それぞれで行っている事業の相互連携による相乗効果や効率	若い世代の地域支え合いへの意識づくり、参加・協働の取り組み
	人材の育成と活躍機会の提供	高校生ワークショップや、住民アンケート調査での中学生の回答からは、地域での支え合いに関して、関心や取り組みの意欲をうかがうことができる。	小中学校での福祉の体験、地域の高齢者等との交流などを進める必要がある。 また、地域支え合いへのボランティア参加の意欲をうかがうことができ、そのきっかけなど、参加の機会を用意することが考えられる。
	町内各種団体・グループ人材との連携	民生委員・児童委員、福祉委員、シルバーヘルパーをはじめ、保護司や更生保護女性の会、食生活改善推進員など、福祉や健康づくりに関わるいろいろな人材の活動の周知や合同研修や交流事業の実施など、各団体の活動支援と関係者の情報交換等を行い、活動の充実につなげることが望まれる。	行政、社協がそれぞれに関係する団体や機関等との情報共有や連絡調整

近所や地域での支え合いを進めるとともに、地域の課題に地域で取り組む地域力を高めていくことが望めます。

その基本として、自然な近所づきあいや会話、普段の地域行事での顔合わせなどが、近隣での支え合いの基本となります。

区分	項目	内容	検討
地域での支え合いと地域課題への対応	地域での支え合い活動の支援 従来の地域活動の評価、顕彰	地区福祉会を基本とする支え合いの活動の一層の充実が望めます。 各地区で、年中行事や共同作業、地域の寄り合いなどで、地域支え合いに関する様々な取り組みが行われている。 このような取り組みを評価し継続、充実していくことにつなげていくことが地域の活力をいかした支え合いにつながると期待される。	各地区での、取り組み状況や地区の宝物の把握、整理、検証
	地域の活力づくり 過疎活性化、地域の存続	過疎化と高齢化が、とくに中山間地やまちなかにおいて顕著である。 行政各課や地域人材の取り組みを複合化することで、地域の活性化や生活利便性の確保等を進める必要がある。	「地域、我が事、丸ごと共生社会」のなかで、交流人口等の増加等
	生活支援サービス、移動手段の確保	全国一律の介護保険サービスから、各市町村の独自性をいかした総合支援事業を進めていくことが必要となっている。 生活支援体制整備事業を始めとした検討・仕組みづくりが望まれる。	地域での生活支援の状況の整理と検証 各地区の状況に応じた生活支援の検討の投げかけ 地域の実情に合った移動手段の確保（ふれあいバス等）
	防災防犯への安心づくり	近年の自然災害の多発や深刻化を背景に、防災への不安とそれへの地域での取り組みの必要性があげられる。 地域での災害を想定した避難支援や防災対策を進めるなかで、基本となる日頃の顔見知りの関係など、安全安心の地域づくりを進める必要がある。	見守りマップを活かした自主防災の充実支援 防犯への地域での意識づくり

いろいろな生活課題を抱える状況に、相談のしやすさ、総合的な支援など地域での支え合いを進めていくために、いろいろな機関・人材の連携が必要と考えます。

区分	項目	内容	検討
関係者連携・協働	福祉行政・社協との連携	それぞれで行っている事業の相互連携による相乗効果や効率性を高める検討、連携を進める必要がある。	合同事務局での協議
	行政各課の連携	「地域、我が事、丸ごと共生社会」がうたわれる時代状況を踏まえ、本町全体で共生社会、地域活力維持につながる連携を行っていく必要がある。	関係課調整会議、個別協議による連携
	総合相談の充実と近隣での対応	総合相談の体制や地域包括ケアの仕組みは、順次、整ってきている。そのうえで、今後の一層の充実が必要であり、高齢者だけでなく全世代を対象とする地域包括ケアなどを各課連携で進めることが課題である。 とくに、地域福祉の観点からは、アンケート調査で示されたように「近所で気がかりな人」への目配りや、必要に応じた専門機関への連絡、さらに、地域ならではの目配りや生活支援などにも取り組んでいく必要がある。	全世代に対応した地域包括ケア、個別相談を総合相談につなげる仕組み
	子育て・高齢者・障がい者、等への地域での取り組み	高齢化率が高いことから高齢者を中心とした地域での取り組みが主となりがちであるが、子ども達を安全で健やかに産み・育てる環境の充実を進める必要がある。	子ども子育て支援事業計画との連携
	健康維持・健康づくりの一層の推進	健康維持や介護予防、認知症や障がいへの理解など、生活の基本となる生涯にわたっての健康づくりを一層進める必要がある。	医療費、介護費用の低減にもつなげる必要がある。健康増進計画との連携
	認知症、権利擁護、生活困窮や自殺防止の地域挙げての対応	経済的課題や複合的な生活課題を抱える世帯や人への、相談や支援の充実が必要とされている。とくに自殺へとつながりかねない状況に置かれている人へのゲートキーパーの対応や、専門機関や地域住民での多様な支援の充実が必要とされている。 総合相談へのつながりや、課題への気づきの啓発が望まれる。	課題を抱える人や世帯への気づきと、総合相談へのつながりの仕組み
	福祉事業所との連携	社会福祉法人連絡会等を開催したり、地域密着型施設への調整等を行っている。 法人の地域住民との交流や地域貢献活動をより実施できるようにしていく。	地域住民との交流や協議の機会を設けるなどの取り組み

第3章 計画の理念と展開

第2章でまとめた計画の課題を踏まえ、計画の基本的な考えを整理し、計画の理念と、それを展開するための計画の柱を設定します。

さらに計画の主要事項をまとめるとともに、計画の柱の展開方策をまとめます。

1. 計画の考え方
2. 主要事項の展開
3. 計画の柱の展開

1. 計画の考え方

●計画の基本目標（スローガン）

これまでの地域福祉活動計画の「向こう三軒両隣、しあわせ笑顔の山都町」の考えをもとに、行政、社協、地域住民、各種事業所等が協力することを示す、「みんなでつくる」等の意味合いを加えます。

●計画の柱

計画基本目標を踏まえ、第2章でまとめた計画課題をもとに、計画の柱を次のように定めます。

1. 地域福祉の啓発と人材の活躍
2. 地域支え合い活動の推進
3. 行政・関係機関との一層の連携・協働

基本目標（スローガン）	計画の柱	計画の柱の主要事項
みんなでつくる 向こう三軒両隣 しあわせ笑顔の 山都町	1. 地域福祉の啓発と人材の活躍 基本となる地域福祉の啓発と理解促進 人材の活躍・人材連携の推進	●地域福祉の広報・啓発 ●人材の活躍の引きだし
	2. 地域支え合い活動の推進 身近な生活単位である地区福祉会や各行政区等での支え合い活動推進	●地域での支え合い活動の推進
	3. 関係機関の連携・協働 総合相談や地域包括ケア等、関係機関・多職種の連携による一層の支援	●専門機関連携による課題解決の充実 ●地域での気づきと地元での支援

●主要事項

とくに、重要な事項について取り組みをまとめ、今後の計画の主要事項とします。

●展開項目

計画の柱を実現していくために、計画の柱の展開項目を定め、それぞれの取り組みをまとめます。



展開項目設定の考え	計画の柱の展開項目
・地域支え合いへの意識・関心を高めること ・子どもから、青壮年、高齢者までの啓発とちょっとしたボランティアなどへの関わり支援 ・ボランティア経験から活動や意識の広がり	①地域福祉の広報・啓発 ②地区福祉会、民生委員・児童委員、福祉委員等の広報 ③子どもたちの福祉の意識づくり ④生涯学習での意識づくり ⑤人材の活躍機会の工夫 ⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供 ⑦福祉団体活動の支援と連携
・地域支え合い活動の基本である福祉会の活動支援 ・いきいきサロンや見守り活動、交流事業や生活支援活動などの支援 ・安全・安心を目指し防災防犯	⑧地区福祉会活動の充実 ⑨見守りネットワークの充実 ⑩サロン活動の推進 ⑪生活支援の推進 ⑫地域での防災・防犯活動の推進
・身近な相談窓口から、複合的な課題に対応できる総合相談とのつなぎ ・地域包括ケアにおける地域の役割や子育て、障がい者共生、認知症の人を支える地域づくり ・自力で避難が出来ない人や経済的課題、権利擁護の必要な人等を地域で支えること	⑬総合相談・総合対応の充実 ⑭地域子育て支援 ⑮障がい者地域共生 ⑯地域での健康づくり・介護予防 ⑰地域での認知症対応 ⑱避難行動要支援者の支援 ⑲権利擁護の推進 ⑳生活困窮等への対応 ㉑自殺防止対策 ㉒各種団体・福祉関連事業所の連携・構築

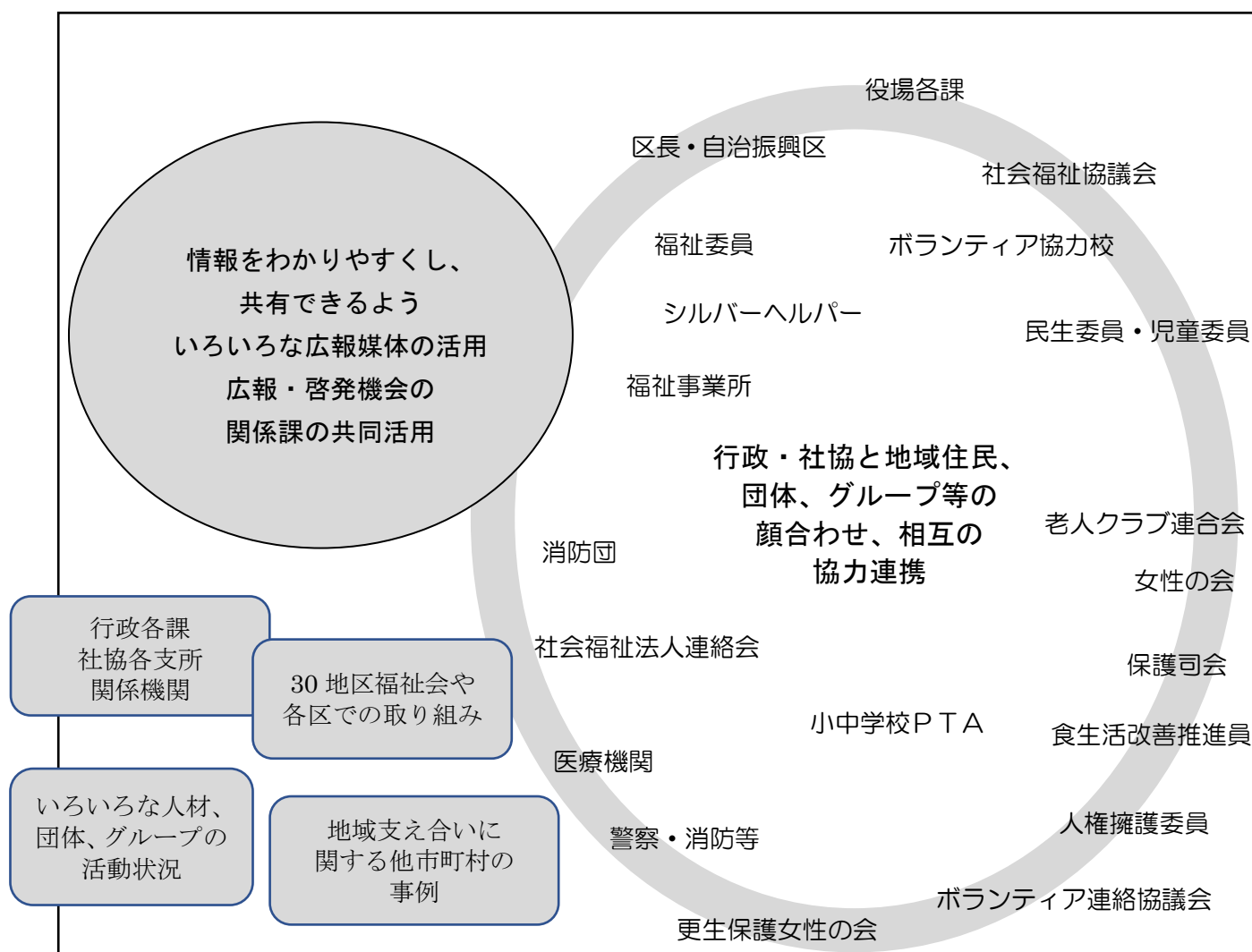
2. 主要事項の展開

●地域福祉の広報・啓発

地域福祉そのものの啓発・情報発信や地域での取り組み事例などを広報し、周知を図ります。

また、地区福社会や行政区での活動情報など身近な話題やボランティア募集などの情報を提供していきます。

とくに、活動されている地区福社会役員や福祉委員、サロン協力者、民生委員・児童委員をはじめ、福祉関連事業所等でのいろいろな活動や改善の工夫の広報など、相互の交流や連携につなげます。



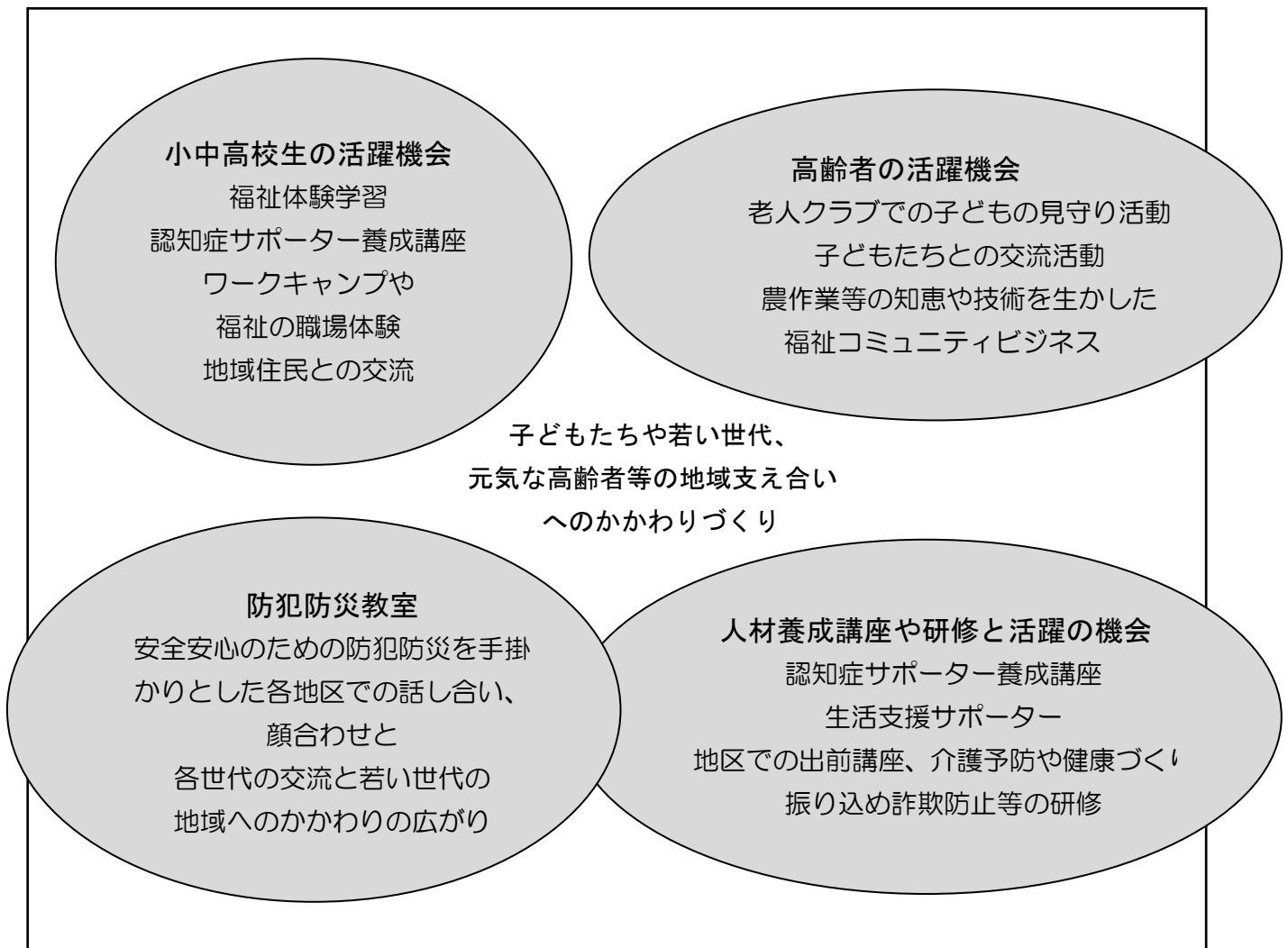
区分	主な取り組み
山都町	・地域福祉の重要性や大切さに関する広報・啓発 ・民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関する人材や機関等の役割周知
山都町社会福祉協議会	・地域福祉に関する人材や地域資源、活動事例等に関する情報の収集と活用 ・社協だよりや地区懇談会やサロン等での情報発信

●人材の活躍の引きだし

地域支え合いの意識を若い世代に伝えていくことが重要と考えます。そのため、学校教育の中で、認知症学習や乳幼児・高齢者等との交流など福祉体験・教育を進めます。

また、高校生ワークショップで出された「地域の人との交流をしたい」等の意見を具体化することや、元気な高齢者が技術や経験等をいかす活動の機会提供などを検討していきます。

また、関心の高い防犯や防災に地域で対応していくために、地域での防災や防犯活動につながる活動支援を進め、それをきっかけに世代の枠を超えた地域住民のつながりや支え合いにつなげていきます。



区分	主な取り組み
山都町	- 子どもや高齢者等の見守りにつながる防犯防災活動の推進 - 生涯学習や学校での福祉や健康維持等に関する研修や啓発
山都町社会福祉協議会	- 福祉体験学習やボランティア養成等の実施 - 世代間交流につながる地域でのコミュニティ活動の支援

●地域での支え合い活動の推進

身近な地区福祉会や行政区等で地域住民ならではの支え合い活動を支援していきます。

そのため、地区座談会やサロン等の地域での集まりを利用し、地域福祉に関する情報の提供や意見収集を行うなどとともに、地域の困りごとの確認や地域でできる取り組みなどの話し合いを進めます。

地域住民の支え合い活動として、下表のような取り組みがあり、事例の紹介や行政・社協の支援を行い、地区の状況にあった取り組みを進めてきます。

区分	内容（例示）	
地域での福祉の意識づくり	- 座談会でスライドを使った地域支え合いの重要性や事例の学習 - 地区懇談会や行政区や各団体・グループ等での福祉研修	
交流活動 既存の地域行事の再評価	常日頃行っている地域の行事や清掃活動などそのものが、地域での顔合わせ・安否確認、気遣いの基本であり、支え合いの活動の前提となることから活動の大事さの啓発を行う	
見守りネットワーク	- 防災見守りマップ作成と更新 - ひとり暮らし高齢者等の日常の見守り（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）、声かけ（回覧板の手渡し） 「気にかかる世帯・人」を専門機関につなぐ事も啓発	
ふれあいいきいきサロン活動	- 公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など - 安否の確認にもなり、なにより顔を合わせることが楽しみ	
生活支援活動	ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動等のお手伝い。気軽に頼めて、過度なお返しにならない仕組みづくり	
防災・防犯活動	- 子どもの安全などの見守り。防犯意識の推進 - 初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）。避難・炊き出し訓練 - 危険個所の洗い出し（防災マップ作成）や隣保班ごとの避難方法の話し合いなど	
健康づくり活動 福祉学習活動	- 生活習慣病予防、健康づくり、介護予防等に関する学習会の開催 - 健康増進のための、軽スポーツなどの実施 - 認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催	
福祉コミュニティビジネス （地域おこし活動）	- 地域に活力がわくようなビジネス（経済活動）の取り組み - 地域再発見のなかで、地域の産物等の活用の検討 - 高齢者の知恵や技術をいかした現金収入の工夫	

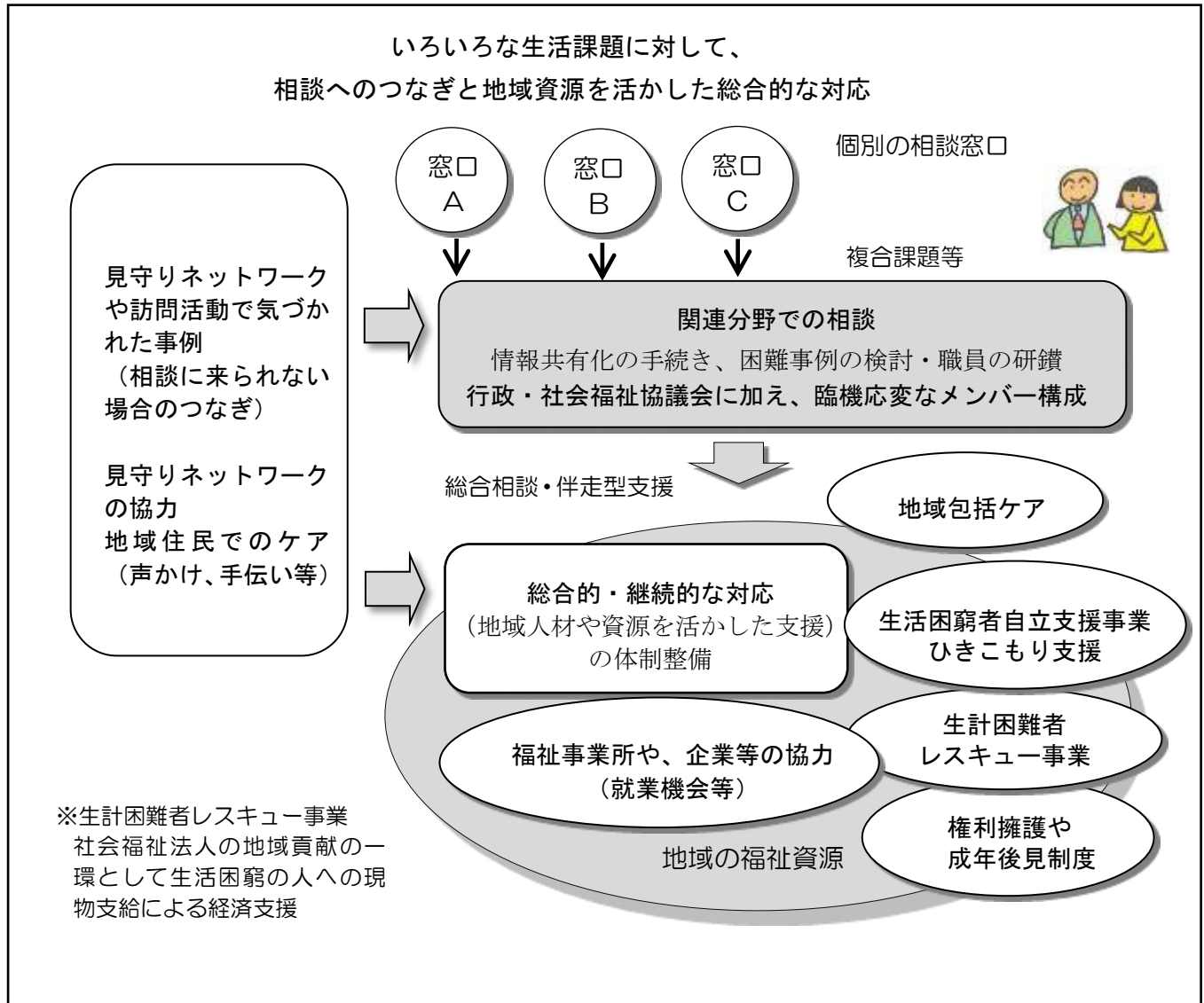
区分	主な取り組み
山都町	・生涯教育、健康づくり、コミュニティ活動支援などの取り組み
山都町社会福祉協議会	・30 地区福祉活動の支援（情勢や情報提供、地区懇談会開催、各種研修等） ・地域の年中行事等が地域の支え合いに役割を果たしていることの再確認を地域での理解支援

町内事例（例示）	行政・社協の支援事業
・行政区での地区連絡会の立ち上げ（自主防災会） ・関係機関の連絡会開催	・行政区長等のキーパーソンへの協力要請 ・行政区での福祉座談会の開催 ・各種啓発・広報活動
・年中行事や祭り、共同作業等多数	・「地域の縁がわ」事例・制度の紹介 ・交流活動に必要な備品の貸出しリストの作成と貸出し
・福祉委員や民生委員・児童委員の見守り活動 ・防災見守りマップ作成で高齢者ひとり暮らしなどの確認 ・児童の登下校見守り	・「防災見守りマップ」作成を通して、地区役員、民生委員・児童委員、福祉委員、シルバーヘルパー、近隣住民等による見守り対象者の確認 ・発達障がい、高次脳機能障がい、統合失調症、精神うつ状態等に関する理解促進
・高齢者サロン 28 か所（30 年度社協便覧より）	・サロン事例の紹介
・白糸第一地区でのサポーター登録	・山都町生活サポートセンター事業の実施。協力会員の養成
・消火訓練 ・防犯パトロール 	・自主防災の組織化 ・防災見守りマップの作成支援 ・防災訓練の支援 ・自主防災組織の立ち上げ支援
・緑川、大野、大川等での週 1 回のいきいき 100 歳体操	・「幸齢者はびねすポイント」事業 ・出前講座 ・AED・心肺蘇生法等の講習（依頼）
・東竹原地区でのみさお大豆栽培・加工・販売フットパスでの都市住民との交流 ・老人会によるエゴマ栽培 ・物産館への出荷を庭先集荷で行う「おたっしゃ野菜」事業	・事例の検証、先進事例の紹介、研修 ・国、県等の補助事業の紹介等



●専門機関と地域との連携による課題解決

高齢者、障がい者、生活困窮、複合課題を抱える人等に対し、個別の相談から総合相談の体制は順次、整ってきていますが、今後の一層の充実をはかり、全世代を対象とする地域包括ケアを各課・関係機関の連携で進めます。

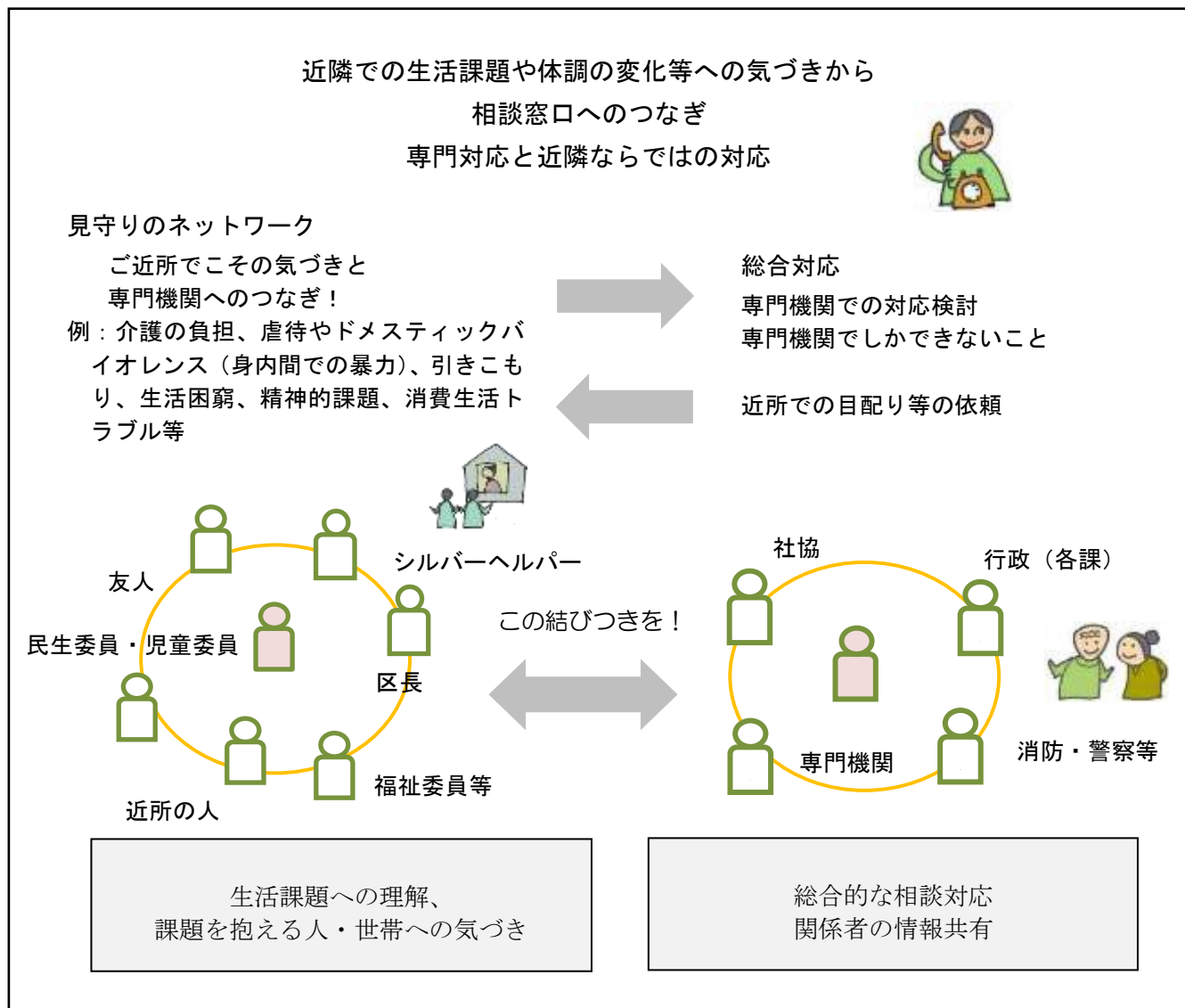


※伴走型支援：従来の「課題解決型」とは違い「つながること」あるいは「つなげること」を目的とした支援。

区分	主な取り組み
山都町	- 各種相談窓口や電話での相談先等の周知 - 関係機関と連携した相談対応と幅広い支援への関係機関・人材等との連携 - 全世代対応型地域包括支援システムの構築
山都町社会福祉協議会	- アウトリーチ等での身近な相談窓口の役割 - 地域福祉に関する人材や地域資源等の把握と生活支援等へのつなぎ

●地域での気づきと地元での支援

専門機関での総合相談・対応につなげるためにも、課題を抱えつつも相談に来られない人や世帯に対して、近隣での「気づき」をもとに相談支援につなげていきます。難しい病気や多様な障がい、精神面での不安定、経済的な課題などへの理解も必要です。また、日頃の見守りや声かけなど、近隣ならではの支援を推進していきます。



区分	主な取り組み
山都町	- 生活課題や体調の変化等への気づきに関する啓発。相談窓口の周知 - 相談に対しての関係課や、関係機関と連携した総合対応
山都町社会福祉協議会	- 地域での民生委員・児童委員、福祉委員、シルバーヘルパー等による見守り活動の支援 - 防災見守りマップの更新等での課題を抱える世帯の把握と相談へのつなぎ

3. 計画の柱の展開

計画の柱その1. 地域福祉の啓発と人材の活躍

展開項目	現況と課題	方 針
①地域福祉の 広報・啓発	直接の福祉制度ではなく、共助によって暮らしやすさを高めていく地域福祉の視点の周知と理解を図り、近隣での支え合いを広げていくことがまず、必要とされます。	地域支え合いの基本であり、安全・安心な暮らしづくりをめざし、共助の必要性や大切さへの理解を進め、支え合い意識を町全体で高めていきます。
②地区福祉会、民生委員・児童委員、福祉委員等の広報	地区福祉会や福祉委員、いきいきサロン等について、活動の広報と周知が必要とされます。	地域福祉に重要な役割を果たしていることを住民に広報し周知を進めます。
③子どもたちの福祉の意識づくり	子どもの時の、共助の経験が、大人になっての近隣での支え合いにつながることも、高校生ワークショップで示されています。 小中学校での福祉の体験や学習機会を、より多くしていくことが望まれます。	小中学校での福祉体験や、お年寄りや障がい者との交流など、子どもの時からの福祉体験・教育を進め、次代を担う若い世代での支え合いの意識づくりを進めます。
④生涯学習での意識づくり	地域における生涯学習や出前講座等により福祉や健康に対する意識向上を進めています。 高齢化が進むなか、一層の意識づくりが必要とされます。とくに、青壮年層での健康づくりや地域との関わりなどの意識づくりが望まれます。	各年代に応じた啓発を進め、健康づくり・介護予防、地域支え合いへの意識づくりを進めます。
⑤人材の活躍機会の工夫	行政や社会福祉協議会等では、いろいろな人材育成を行っています。その研修成果を実際の活動につなげることが望まれます。	研修や人材育成の成果を具体的に発揮するために、人材育成に関する情報の共有や活躍機会の提供を工夫していきます。
⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供	ボランティアセンターに登録されているのは8グループ、248人となっています（平成30年度）。 ボランティア養成を進めることやボランティアに関する情報や参加機会の提供が望まれます。	ボランティア意識の啓発と活動へ参加機会の提供を進めます。 また、既存の各種活動にボランティアとして参加している人材に、各種ボランティア情報を提供し参加の機会提供を行います。



山都町の主な取り組み	山都町社会福祉協議会の主な取り組み
• いろいろな広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発の実施 • 区長等のキーパーソンへの啓発 • 地域福祉計画・地域福祉活動計画及び評価委員会記録のホームページで周知	• 各種催しでの広報・研修 • ホームページ、小冊子、SNS 等による啓発・広報 • 地区福祉会や各区等の身近な活動状況の広報
• 民生委員・児童委員、地区福祉会、福祉委員、サロン協力者等の活動の住民への周知	• 地区福祉会、福祉委員、いきいきサロン等の活動状況の広報 • 地区行事等での地域住民との交流と活動情報の伝達
• 総合的な学習等のなかで地域福祉の意識づくりや、認知症サポーター養成講座等の開催など学校での福祉学習の推進 • 子育て支援センター等での地域人材との交流	• 学校での福祉体験学習の実施 • ボランティア協力校のボランティア担当教諭との情報交換会の実施と、福祉体験、地域住民との交流の機会づくり • 福祉フォーラムや子どもデイサービス等の行事での高校生のボランティア参加の呼びかけ
• 福祉・健康に関する出前講座の充実と利用啓発 • 公民館活動の支援（健康や防災・防犯等に関する講座の開催等）	• サロン等での出前講座の広報 • サロンや福祉座談会や各種研修の実施 • 職場や各種団体等での研修への出前講座
• 各種人材育成や研修に関する情報の共有 • 人材の活躍機会の工夫	• 地域での地域福祉に関わる人材の把握 • 30 地区福祉会や各行政区での活動での地域人材の活躍機会の工夫の支援
• ボランティア活動の啓発。参加や活動の支援	• ボランティアの人材養成 • ボランティアセンターでの、ボランティアの相談・登録推進、需給調整機能の推進及び情報発信の強化 • 各種ボランティア団体の相互交流や協働の取り組みの推進 • 学校等へのボランティア情報の提供や参加機会の推進

中学生の福祉体験学習



計画の柱その２．地域支え合い活動の推進

展開項目	現況と課題	方 針
⑦福祉団体活動の支援と連携	各種団体が行っている活動を住民に伝え理解を広げていくことが活動の円滑化に必要です。 また、関係団体間で情報交換を進め、活動の連携も望まれます。	老人会、女性の会、食生活改善推進員、更生保護女性の会や保護司など、各種団体や関係者の活動を支援するとともに、地域での役割の周知を進めます。
⑧地区福祉会活動の充実	30の地区福祉会が、見守り活動やサロン活動をはじめ、それぞれの状況に応じた取り組みを行っており、本町における地域住民活動の基本となっています。	地域住民の自主的・主体的な支え合い活動の母体として活動の支援を行います。 地区や行政区等で地域住民が地域の福祉課題やその解決について話し合う主体的な取り組みを進めていきます。
⑨見守りネットワークの充実	各行政区では民生委員・児童委員や福祉委員により見守りにあたっています。 課題を抱える世帯を見逃すことなく、また、声掛け等の継続的な活動を進めていく必要があります。	民生委員・児童委員、福祉委員をはじめ、誰もが近隣での目配りや声かけなどに取り組めるよう啓発や広報を進めます。
⑩サロン活動の推進	身近な行政区等での定期的な集まりとなるサロンの開催が進んでいますが、より一層の広がりが望まれます。	生きがい、健康づくり、仲間作り等を目的に、各地区の自主性やいろいろな工夫で推進します
⑪生活支援の推進	ひとり暮らし高齢者が増えており、通常の近隣での支え合い活動や公的サービスとの、すきまにある生活支援ニーズに対応する必要があります。 地区福祉会でも白糸第一や下矢部西部等での検討が進められており、このような活動を広げていくことが望まれます。	公的なサービスだけでなく、近隣での生活支援の取り組みを、行政、社会福祉協議会、地域住民や各種事業所等とともに進めていきます。
⑫地域での防災・防犯活動の推進	災害や事件事故の多発化等を背景に、防災・防犯については若い世代を含めて地域住民の大きな関心事であり、活動の充実が必要とされています。	防災や防犯に強い安全・安心のまちづくりを、地域住民の支え合い活動で進めます。

山都町の主な取り組み	山都町社会福祉協議会の主な取り組み
・各種団体の役割や活動の広報・周知 ・各団体の活動支援	・地区福祉会で、地域の老人クラブ、障がい者団体、女性の会をはじめ、各種団体や福祉関係者との相互交流の機会設定と連携の支援
・地区福祉会活動の取り組みの広報 ・地区福祉会活動と連携し、健康づくりや介護予防、防災防犯活動の推進	・30 地区福祉会役員研修や地区懇談会の開催 ・地区福祉会で地区の状況に応じた福祉座談会・研修会等の開催支援 ・地区福祉会活動状況や事例等の広報
・見守りネットワークづくりの支援 ・民生委員・児童委員の見守り活動支援 ・民間事業所等の日常業務のなかで見守り活動への協力要請・啓発（高齢者等見守り活動に関する協定への協力）	・福祉委員による見守り活動の支援 ・見守りマップや見守り台帳の作成・更新によるネットワークの確認 ・高齢者等による子どもの登下校等の見守り活動の支援 ・異変への気づきの啓発
・生きがいと健康づくり事業の推進 	・30 地区での生きがいと健康づくり事業の支援 ・いきいきサロンの拡大、内容の充実 ・サロン活動情報の発信、研修会等での人材育成、人材交流等の推進 ・各地区のサロンにボランティアとして協力出来る人材への協力要請
・地域特性や地域資源に応じた住民参加型生活支援サービスの検討 ・山都町生活サポートセンター事業の推進 	・生活支援コーディネーター事業の実施 ・地区福祉会での生活支援活動に関する検討や、町内外の取り組み事例の情報提供等
・自主防災組織活動や登下校等の子どもの見守り活動等の推進 ・防災と見守りとの一体性の啓発・広報	・サロンや福祉座談会等での防犯に関する啓発 ・災害ボランティア養成講座をいかし、日ごろの防災・防犯、見守り活動等への協力要請

計画の柱その3. 関係機関の連携・協働

展開項目	現況と課題	方 針
⑬総合相談・総合対応の充実	複数の分野にまたがる生活課題を抱える人や世帯が増加しています。 そのため、身近な相談窓口をとおして、総合的に課題解決にあたる総合相談・総合対応の充実が必要とされています。	複合的な生活課題を抱える人や世帯に対して関係機関が連携し、総合的な対応や支援を行います。
⑭地域子育て支援	子ども達の事故や事件の事例や、児童虐待などの課題があります。 子育ての不安や悩みを少しでも解消できるよう、子どもを見守り、子育てを応援する地域づくりが望まれます。	子どもの安全確保や子育ての不安・悩みを支え、地域で子どもを見守り・育む環境づくりを進めます。
⑮障がい者地域共生	発達障がいや外見からはわかりにくい障がいがあり、障がいへの理解を深めることが必要となっています。 また、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し共に生きる地域づくりが必要とされています。	障がい者が安心して暮らせる地域づくりを、近隣や住民の理解と協力で進めます。
⑯地域での健康づくり・介護予防	安全・安心な暮らしの基本として、健康維持や、健康寿命を延ばすことが必要とされます。 また、医療費や介護費用の増加への対策など財政面でも必要となっています。	地域活動の中で生活習慣病予防、介護予防をはじめ、生涯にわたる健康づくりを進めます。
⑰地域での認知症対応	認知症への理解や予防、介護の仕方の広報に加え、認知症の人を地域で支える意識・仕組みづくりを進めます。	介護保険認定状況から65歳以上で認知症の症状のある人は1,060人で、65歳以上人口の15.2%となっています。（令和元年）。 年齢の高い高齢者が多くなることが見込まれ、今後とも、予防、早期発見等を進めるとともに、認知症の人を地域で支援することが必要となっています。

通いの場でのいきいき100歳体操（緑川）



山都町の主な取り組み	山都町社会福祉協議会の主な取り組み
・身近な相談窓口の周知広報と総合相談へのつなぎ ・行政内部での情報の共有化や関係機関との連携による総合相談と支援	・課題を抱える世帯等の情報を地域住民からつないでいただくことの周知・啓発 ・アウトリーチでの相談対応 ・行政や関係機関と連携した相談対応内容の一層の深化
・子どもの安全の見守りや子育てを地域で支える機運づくり ・保育所や子育て支援センター等での地域住民と子どもたちとの交流活動、ファミリーサポートセンター等での地域人材への協力などの推進	・いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援 ・地域で子ども達への声かけや防犯パトロールの推進支援
・障がいへの理解やノーマライゼーションの推進 ・障がい者や障がい者団体と学校や地域住民との交流活動の推進 ・就労支援への地域企業等の協力要請	・障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援 ・学校で障がいの理解を促す福祉教育プログラムの支援
・地域で活動する各種団体（食生活改善推進員、サロンサポーター等）の研修の開催 ・生活習慣病や介護予防に関する啓発。 ・幸齢者はびねすポイント事業を活用した健康づくり	・いきいきサロン等を活用した健康づくり・介護予防 ・高齢者が安全に出来る軽体操等の紹介
・認知症の人を地域・近隣で支えること（認知症フレンドリー社会）の啓発や仕組みの推進 ・小中学校や地域、職域等での認知症サポーター養成講座の開催 ・徘徊 SOS ネットワークの構築	・見守り活動をはじめ認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援 ・いきいきサロン等での早期発見や予防等の支援



計画の柱その3. 関係機関の連携・協働(つづき)

展開項目	現況と課題	方針
⑱避難行動要支援者の支援	甚大な被害をもたらす災害発生が多発化しており体制の整備が必要とされています。	災害時において、自力での避難が出来にくい人を地域で確認(登録)しておくとともに、避難支援の方法を定めます。
⑲権利擁護の推進	成年後見や地域福祉権利擁護等に関して、今後のニーズ増加に対応した取り組みを進めます。	地域福祉権利擁護事業については、契約件数、相談件数ともに増加しています。今後とも増加が見込まれることから、その対応が必要とされます。
⑳生活困窮等への対応	いろいろな事情で経済的に課題を抱える世帯等へ、地域福祉としての支援を行います。	病気や仕事先の状況等から、経済的に課題を抱える状況も生じています。また、そのことが子育てや介護等の課題につながり、貧困が連鎖していくことも課題です。
㉑自殺防止対策	いろいろな要因で自殺に至ることも生じています。自殺を防ぐいろいろな取り組みを進めるとともに、家庭や地域での配慮や支えの充実に取り組む必要があります。	自殺に至るいろいろな要因の解消を進めるとともに、自殺に追い込まれることのないよう、周りからの支えに取り組みます。
㉒各種団体・福祉関連事業所の連携・構築	それぞれの情報発信だけでなく、福祉に携わる様々な分野の事業所等がネットワークを整え、連携を図ることが福祉活動全体の活性化につながることが期待されます。	地域福祉活動に関わる団体や事業所が参加する地域福祉ネットワークの構築を目指します。



山都町の主な取り組み	山都町社会福祉協議会の主な取り組み
・ 要支援者への登録の働きかけ、支援への協力の啓発 ・ 行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び関係機関における要支援者登録情報の共有と実働への備え ・ 福祉避難所の協定	・ 地域での見守りマップ作成等の見守りネットワークによる要支援者確認の支援 ・ 避難支援の準備や訓練等の実施支援
・ 権利擁護の必要性の啓発	・ 地域福祉権利擁護事業の実施 ・ 生活支援員の確保と研修 ・ 法人後見制度の導入検討
・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携した事業や制度の周知 ・ 経済的に課題を抱える世帯等の自立支援への住民の理解と協力の啓発	・ 課題を抱える世帯への気づきと専門機関へのつなぎの啓発 ・ 自立相談支援事業への住民や企業等の協力要請
・ 自殺対策計画のなかで住民の果たす役割等の啓発 ・ 相談会やゲートキーパーの養成講座の開催	・ 地域での気づき、見守り、声かけの仕方などの啓発 ・ 地域活動などにより、社会的孤立に陥らない顔の見える関係づくりの支援
・ 地域活動に係る団体、事業所が横断的に参加するネットワークの構築 ・ 事業者や地域団体との交流の橋渡しの推進	・ 地域の福祉資源である各種機関、福祉関連事業所と地区福祉会などとの交流事業等のコーディネート役割 ・ 全体での情報発信や各種研修等の実施 ・ 地域の福祉資源となる店舗や事業所等の把握と情報の活用



●関係課での地域福祉の視点（例示、今後の協議調整事項）

計画推進にあたって、次のような項目について調整・連携を進めます。

課名	各課業務に関する地域福祉関連事項
総務課	・議会、職員、区長等への地域福祉の啓発・情報伝達 ・消防、防災での住民活動支援、高齢者の交通安全 ・災害時を想定した地域での見守り活動の推進、地域での避難訓練等 ・自主防災組織の活動支援、防災と見守り活動との連携
企画政策課	・公共交通利便性確保（ふれあいバス等）、住民の生活支援での移動手段確保
税務住民課	・土地建物等の名義変更の啓発、相続対応
健康ほけん課	・子どもの時からの健康づくり ・特定健診と適切な治療等の推進 ・自殺対策の推進
福祉課 高齢者支援係	・ふれあいいきいきサロンでの体操やいきいき100歳体操の取り組みによる地域住民の介護予防の自発的な取り組み支援・サロン等での認知症予防や介護保険に関する研修 ・生活支援体制整備事業の推進 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・移動販売に関する調査・企画 ・地域で子育てにつながる、高齢者の活動、地域行事など世代間交流の取り組み
福祉課福祉係	・地域福祉推進の全般事項、地域福祉の情報発信 ・民生委員・児童委員の活動への住民の協力や理解の促進 ・障がいに関する住民の理解促進 ・障がい者へのちょっとした手伝い（車いすの移動手伝い、ヘルプカードへの理解等） ・障がい者事業所等と周辺地域住民との交流・生活困窮に関する総合的な支援（生活保護だけでなく支援との調整） ・子ども食堂や福祉事業所のレスキュー事業等の推進 ・子ども子育て支援 ・普段の生活での異変（虐待、いじめ等）への気づきと専門機関への知らせなど ・消費生活相談と生活困窮者支援のつなぎ ・要支援者名簿の整備
環境水道課	・高齢者、障がい者等のゴミの分別やゴミ出し支援
農林振興課	・高齢者等の働きや生きがいとしての農作業や生産活動の支援
建設課	・高齢者、障がい者等の利用に配慮した公共空間の整備。住民意見の反映
山の都創造課	・物産館等での高齢者活動の支援、加工品開発や販売促進、観光ボランティアの活用 ・移住定住促進、地域住民との交流、地域活性化支援
生涯学習課	・生涯学習の中で健康作り・介護予防、地域での活躍等の啓発と支援 ・自治公民館の整備や改修
学校教育課	・児童生徒の安全な登下校での見守り、地域の防犯、危険箇所のチェック、改善。 ・福祉教育の推進、ボランティア活動
社会福祉協議会	・地区福祉会活動、福祉委員活動支援、地域人材の活躍支援（情報提供や各種研修） ・ふれあいいきいきサロンの推進、サポーター養成、サロン交流会等 ・地域での見守り活動支援、見守りマップ・台帳更新支援、地域の宝物・活動状況の把握。地区懇談会の開催等 ・福祉人材育成、啓発、福祉文化の醸成

第4章 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が取り組む事項を整理します

1. 社会福祉協議会の役割
2. 計画の柱に即した社会福祉協議会の取り組み

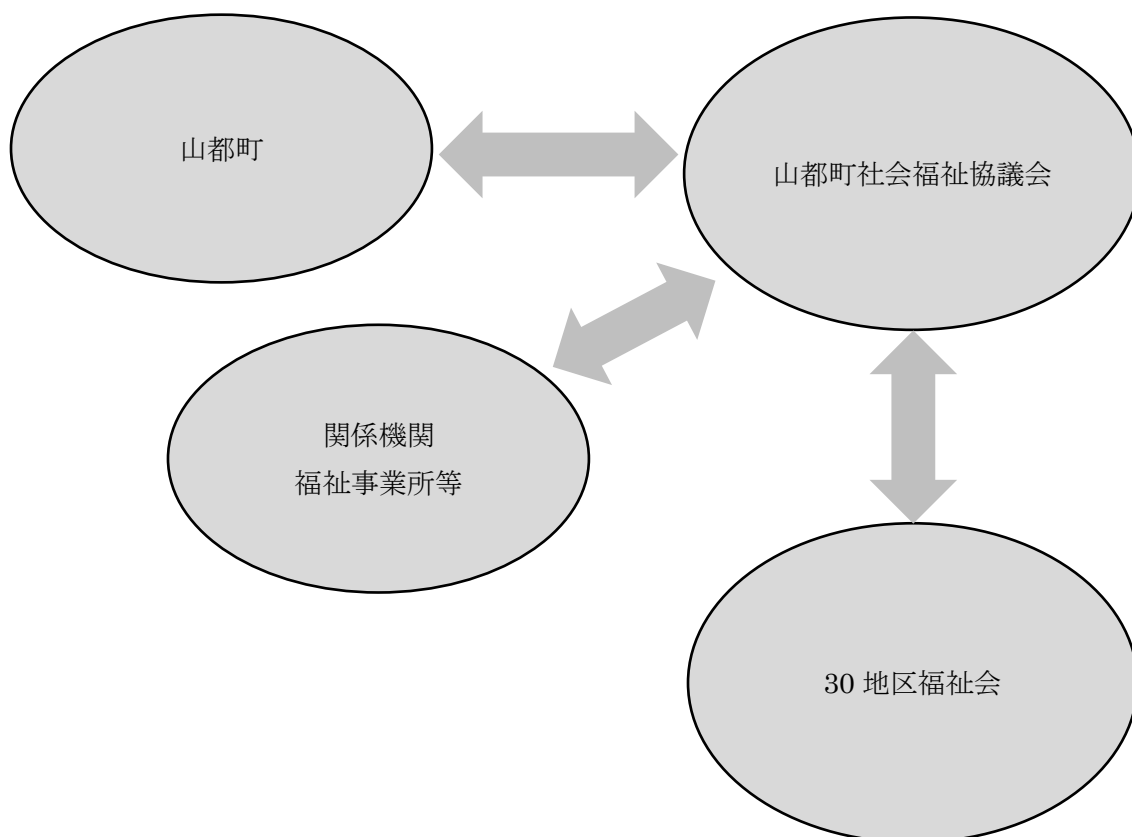
1. 社会福祉協議会の役割

●地域福祉活動計画の策定

- ・地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって民間が取り組む計画で、地域住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理します。

●社会福祉協議会の地域福祉推進の実働

- ・社会福祉協議会は地域福祉を進める役割が法律で位置づけられています。地域住民との直接のつながり（顔の見える社協、直接、出かけていくアウトリーチの社協）が、社協が地域福祉推進に担う一番の役割です。
- ・また、行政の地域住民への各種の働きかけ（防災、健康づくり、各種相談、地域づくり等）のつなぎ役も果たしていきます。
- ・地域とのつながりのもと、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働等のコーディネート役割を進めます。



2. 計画の柱に即した社会福祉協議会の取り組み

計画の柱その1. 地域福祉の啓発と人材の活躍

展開項目	具体的な事業	内容
①地域福祉の広報・啓発	かたくりの発行・配布	・年4回発行、全戸配布
	ホームページの公開・更新	・平成26年8月ホームページ立ち上げ ・SNS（Facebook、Twitter）による情報発信の検討
	日赤山都町分区としての活動	・自主防災の充実に合わせ活動の広がりを進める ・災害ボランティア育成との連携 ・救援物資の備蓄と管理、被災者への配布
	福祉まつり及び各種イベントの実施	・町との共同開催。30地区福祉会や福祉関係団体、各種機関、福祉事業所との連携全体で取り組んでいく
②地区福祉会、民生委員・児童委員、福祉委員等の広報		・広報誌にて活動の紹介
③子どもたちの福祉の意識づくり	児童・生徒のボランティア体験学習の支援	・ワークキャンプ事業を充実させる ・各種体験受入を行っていく ・体験型の事業を行い、町民参加型を実施
	ボランティア協力校委嘱事業の実施	・引き続き実施し、共同募金の学校募金の取り組みの推進 ・調整は要するが各学校からの発表の場を設けたい（住民周知の為） ・助成金の明確化 ・各学校のボランティア担当教諭との情報交換会の実施
④生涯学習での意識づくり		・名人さんの紹介（郷土料理、竹箒づくりなど）
⑤人材の活躍機会の提供		・特技や技術を持つ人材の把握 ・特技や技術を発揮できる活動の場の紹介や調整等
⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供	ボランティアセンター機能の充実	・介護保険制度の改正を踏まえたボランティアセンター機能の充実 ・ボランティア連絡協議会への登録について周知し、センターからの広報もかたくりを使って行う ・生活支援サービスのニーズの把握支え合い活動の支援（マッチング）
	ボランティアリーダー研修の実施	・制度改正施行や災害に備えた総合的リーダー養成 ・学校と連携した年少児からボランティア意識の啓発に努める
	ボランティア活動の意識啓発活動	・災害ボランティアセンター設置時のボランティアとしても活躍できる状況の整備
	ボランティア連絡協議会「ゆいの会」との協働活動	・ゆいの会の活動支援 ・交流会、ボランティアフェスティバル参加の継続 ・非会員の方へも呼びかけ等行い加入促進につとめる
	災害ボランティアセンター活動の啓発、普及推進	・災害ボランティアセンター設置訓練等（サポーター養成講座）の取り組み ・災害発生時のボランティア活動として各団体と協議 ・サポーターのフォローアップ講座の開催
⑦福祉団体活動の支援と連携		・担当者会議への参加、支援の連携と情報共有 ・福祉まつりでの共同活動 ・広報誌にて活動の紹介

計画の柱その2. 地域支え合い活動の推進

展開項目		具体的な事業
⑧地区福祉社会活動の充実	活動の援助	・均等割り、世帯割、会費・共同募金状況等から活動費用を支援
	30 地区福祉社会会長研修	・年1回の合同研修、各支部会の開催、福祉まつり福祉劇披露 ・県社協主催の地域福祉推進フォーラムへ参加
	地区懇談会の開催	・30 地区福祉社会と連携し、地域の公民館等に出向き住民ニーズの聞き取りや地域福祉活動推進に向けた懇談会を実施
	福祉委員の依頼と研修	・研修会の開催、見守りや支援が必要な方に気づかれた時につないでいただく
⑨見守りネットワークの充実	防災見守りマップ作成・更新	・地区懇談会にて情報の共有を図る
	近隣での見守り活動の推進	・隣り近所等での見守りや声かけ等への呼びかけ
	地域での防災・防犯活動のなかでの見守り活動	・防災見守りマップの作成や更新をもとに、災害発生時に避難の支援が必要な方の把握や防犯につながる見守り活動の推進
⑩サロン活動の推進	生きがいと健康づくり事業	・町からの委託を受け、30 地区での開催を支援 ・年間計画の内容の助言、当日の支援
	各地区でのサロン支援	・活動へのアドバイスや事例紹介等 ・サロン交流会の開催
⑪生活支援の推進	山都町生活サポートセンター事業	・制度の周知 ・依頼会員と協力会員のマッチング ・随時相談に応じ対応を行う
	生活支援コーディネーターの活動	・生活支援コーディネーターの配置 ・町福祉課と定期的に会議を開催
	シルバーヘルパー活動のなかでの生活支援	・友愛訪問等でのちょっとした生活支援の実施
⑫地域での防災・防犯活動の推進	防犯、防災をきっかけとした地域のつながり	・防犯、防災への取り組みを通じた世代間、住民間の交流・協働の取り組み支援 ・防災見守りマップの更新

サロン交流会



計画の柱その3. 関係機関の連携・協働

展開項目		具体的な事業
⑬総合相談・総合対応の充実	身近な相談の受付	- 顔の見える関係を活かし、身近な相談窓口として 機能を発揮する - 幅広い相談への対応の体制 - 町の関係課、他の専門機関と連携して支援を行う
	福祉・法律相談	- 相談は随時受け付け、必要に応じて関係機関との対応を行う - 来所が困難な方へは訪問を行う - 法律相談 毎月第3木曜日 各支部巡回型で実施
⑭地域子育て支援	子育て支援事業（子どもデイサービス）	- 体験型、ワークキャンプ事業への移行（異世代間交流も視野に入れ実施） - 地域支え合いの意識づくりにつながる活動 - 学童保育との連携 - 子ども子育て会議への参加
⑮障がい者地域共生	各種障害者施設・ボランティア団体との連携	- 施設と周辺地域住民との交流活動の支援 - 施設間の連携協力のための情報交換の場の提供
	上益城郡障がい児（者）「地域の集い」開催への協力	- 年1回管内5町持ち回り開催の発表の場への参加・協力 - 行政との連携
⑯地域での健康づくり・介護予防	健康づくりや健康維持の意識づくり	- サロン活動、生きがいと健康づくりでの体操、レクリエーションの支援 - 介護予防運動サポーターの紹介、活動の場のマッチング - 通いの場等の活動紹介
⑰地域での認知症対応	認知症への理解促進	- 福祉委員研修での勉強会 - 認知症サポーター養成講座の周知と協力
	認知症予防の取り組み	サロン等での啓発や脳トレーニングの推進



サロン（清和、安方）



サロン（蘇陽、菅尾）



子どもデイサービスでの高校生とのカレーづくり

計画の柱その３．関係機の連携・協働（つづき）

展開項目		具体的な事業
⑱避難行動要支援者の支援		・町福祉課、民生委員・児童委員、区長との連携 ・地区懇談会にて防災福祉マップを活用し避難時に支援が必要な方の情報を共有する
⑲権利擁護の推進	地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の実施	・今後の充実を進める ・支援員確保・研修 ・県社協、町社協、利用者との３者契約から町社協と利用者との２者契約となり主体的取り組みが求められてくる
	預りサービス（※）事業の実施	・継続して実施
	法人後見事業の実施	・法人後見事業の検討 ・関係機関との連携
⑳生活困窮等への対応	生活困窮者等自立相談支援事業の実施	・生活困窮や複合的課題に対応する町の相談対応に社協としても役割を果たしていく ・地域の見守り活動から課題発見につなげる
	生活福祉資金貸付事業の周知と活用	・生活困窮者自立支援法における相談支援機関として適正な活用
㉑自殺防止対策		・ゲートキーパー研修への参加 ・町との連携
㉒各種団体・福祉関連事業所の連携・構築		・社会福祉法人連絡会の開催（活動状況の把握、地域貢献事業等の検討）

※預りサービス

山都町社会福祉協議会が受託運営する施設入居者等に対し、金銭管理に不安のある方が安心して自立した日常生活を送れるよう、通帳や印鑑、日常生活に必要な現金を金庫にて預かり、保全するための一連の援助を行う。

高齢者福祉の推進

展開項目	具体的な事業
①各種高齢者入居施設の受託経営	・生活支援ハウス清楽苑、大久保高齢者住宅、柏老人福祉センターの受託
②生きがいサロン教室	・町の地域支援事業との協調 ・地域のサロンに活用できる内容でサロン教室(交流会)を開催
③「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力	・町計画との協調 ・生きがい事業から自主的なサロン活動へとつながる様、支援していく ・年間計画や内容についての提案、当日の支援
④高齢者団体の活動支援	・各種行事の支援 ・シルバー人材センター活動の支援 ・高齢者の活躍による「おたっしや野菜販売」事業の支援

在宅福祉サービスの運営

展開項目	具体的な事業
①居宅介護支援事業所の経営	・介護保険制度改正への対応 ・地域包括支援センター受託の検討 ・民間事業所の事業を支援する
②訪問介護事業所の経営	・町の高齢者福祉計画と連動し対応 ・他制度サービスの利用が必要な時は連携を密にして対応する ・訪問先での相談や情報による生活支援ニーズへの対応
③通所介護事業所の経営	・町の高齢者福祉計画と連動し対応 ・利用者数に応じた適正な人員配置 ・介護保険制度改正により要支援者へのサービスを、地域支援事業として対応
④障がい者自立支援事業	・継続してサービスの提供（ヘルパー派遣、移動サービス）
⑤地域支援事業	・町の老人福祉計画と連動し対応 ・配食サービスなど必要に応じたサービスメニューの対応
⑥介護予防等事業	・町の老人福祉計画と連動し対応
⑦福祉器具貸与事業の実施	・福祉用具(電動ベッド・車いす等)の無償貸し出し ・機器処分には一部有料もあるので要検討 ・各物品について、保守料として有料化の検討（クリーニング等行うため）

社協組織・運営の体制

展開項目	具体的な事業
①理事会・評議員会の運営（役職員研修の実施）	・社協活動の理解を深める研修を実施し、地域貢献並びに社協の本分が果たしていけるよう取り組んでいく ・役職員研修会の実施、受託施設の現地視察
②社協各種委員会による組織確立	・運営者、所長、専門員、受託施設、各事業所での毎月の定例会開催の継続 ・健康管理委員会の継続
③民生委員・児童委員協議会等関係機関との協働活動	・各支部ごとに各福祉会長等との情報交換の開催（年１回） ・介護保険制度改正に伴いより密接な協働体制を構築していく ・役員、評議員への就任 ・全大会、支部会へ参加し情報の共有と連携を図る
④職員の研修・育成、人事体制整備	・職員勉強会、健康管理委員会による研修の実施 ・全職員の地区別懇談会への参加 ・研修や資格取得の推進
⑤経理事務の適正化	・社協監事による決算監査、定期監査２回 ・顧問経営アドバイザー巡回訪問

社協組織・運営の体制

展開項目	具体的な事業
①各種事業の効率化による経費節減	・適切な事業実施による経費の適正な運用
②地域福祉に関する事業等の積極的な提案	・福祉まつりの町との共催
③社協の役割を有した在宅介護サービス事業の実施	・介護費用抑制となる事業の開発や提案を積極的に行う ・サポートセンター活用案内、マッチング
④会員制度の周知と明確化及び加入促進	・会費の活用状況について広報周知を行い繰り返し説明し理解と協力を得ていく
⑤寄附金使途の明確化と効果的な運用	・地区懇談会での社協事業、使途についての説明を行う ・広報誌、ホームページに掲載 ・受付時、寄附金使途の記入
⑥赤い羽根共同募金運動の充実	・配分金使途の多様化 ・寄付金付き自動販売機の設置など新しい募金への取り組み ・福祉まつりでの矢部高校生による募金活動の呼びかけ ・ボランティア協力校での募金活動
⑦新たな財源収入の企画・立案	・町の地域支援事業の受託 ・財源確保（ファンドレイジング）の活用と開発

第5章 計画の進め方

本計画を進める体制や進捗状況の評価等についてまとめます。

1. 計画の推進体制と進行管理
2. 計画の評価方法

1. 計画の推進体制と進行管理

●合同事務局

この間の経過を継続し役場福祉課と社会福祉協議会とで合同事務局とし、連携した企画立案及び進捗管理を行います。

●調整会議

役場関係課を加えた検討部会を必要に応じて開催し、総合調整を行い、各課施策の地域福祉の視点での調整など横のつながりを担保します。

また、事業の進捗に関する報告・検討を行います。

とくに、各担当分野において、「地域住民の支え合い活動」をどのように支援していくかの検討を行います。

●地域住民との協働

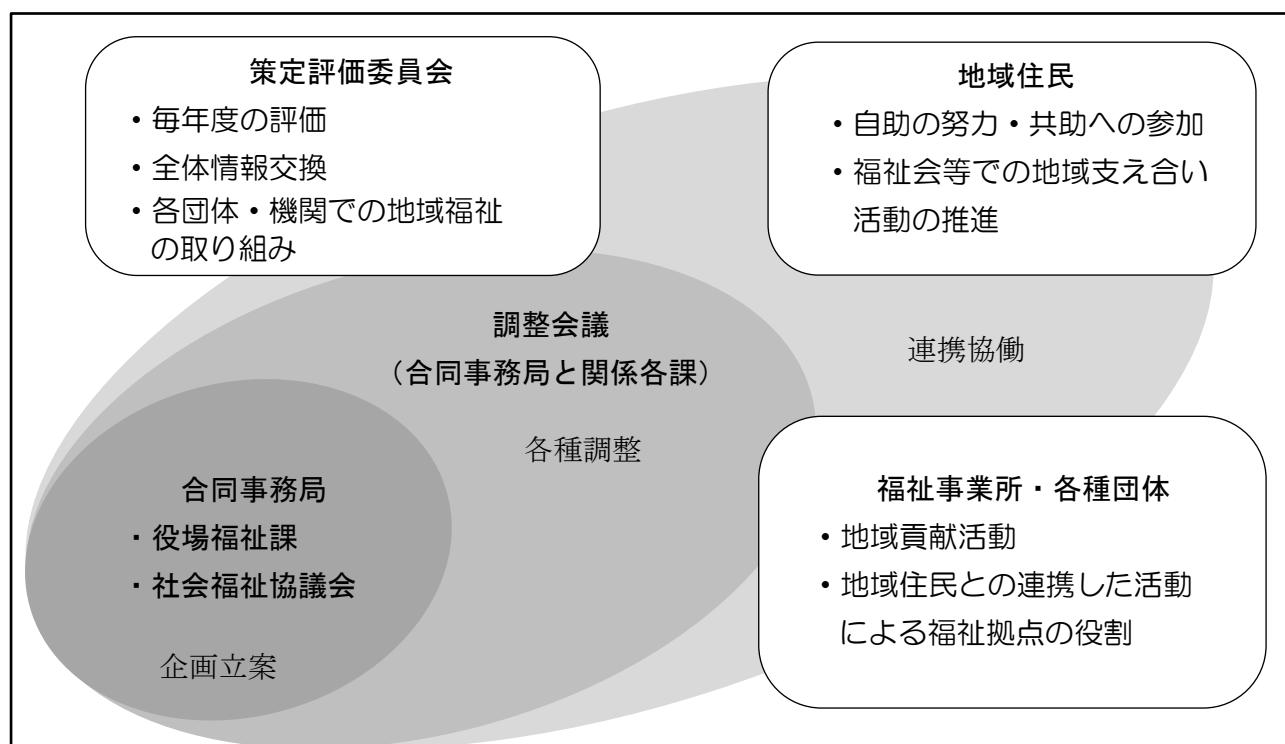
30 地区福祉会の活動支援や見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で協働。特に、社会福祉協議会が担う福祉会活動支援で直接的な地域住民との協働を進めます。

●福祉事業所や各種団体との協働

福祉事業所や各種団体とは情報交換を密にし、より一層の協働を進めていきます。



調整会議



●行政の地域福祉推進の財源・人材確保

地域福祉推進は収入を伴うものではなく公的な財源・人材確保が必要です。

特に、医療費・介護費用ができるだけ増えないようにするために、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成等に必要な財源・人材の確保を行っていきます。

●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源・人材確保

地域福祉推進を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、社協会費や共同募金等に理解と協力をお願いしていきます。

加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな財源確保の方策の検討も必要があると考えます。

2. 計画の評価方法

●計画の進捗管理・評価

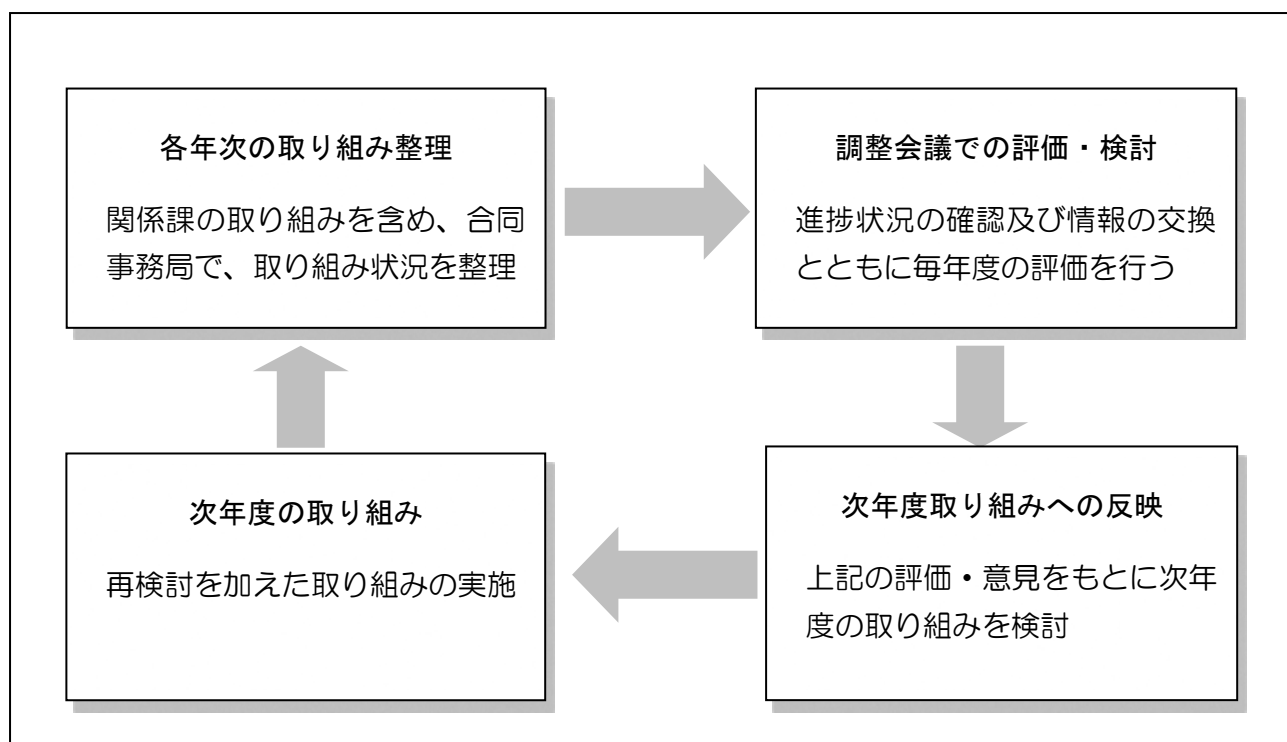
調整会議で取り組み状況を評価するとともに、今後の計画推進に対する検討を行い、次年度以降の施策に反映させていきます。



策定委員会

●策定評価委員会

必要に応じて、策定評価委員会に状況を報告し意見をいただきます。



用語集

《あ行》

◆アウトリーチ

地域に出かけること。全国社会福祉協議会がまとめた行動宣言で、社協の果たすべき役割として挙げられている。地域に密着した社協活動を意味する。

◆いきいき100歳体操

DVDを見ながら重りを使った筋力運動の体操を行うことで、筋力向上を行う。公民館等で地区の人達が集まって週一回など開催。

◆AED（自動体外式除細動器）

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

◆SNSエヌエヌエス（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

◆NPO（エヌピーオー）

民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体（特定非営利活動法人）。

《か行》

◆介護保険

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする状態になっても安心して生活がおくれるよう、高齢者やその家族を社会全体で支えていくことを目的として、平成12年4月より制度開始している。介護が必要な時に認定を受けて必要なサービスを利用するもの。40歳以上の人を支払う保険料と公費を財源にしている。

◆キーパーソン

物事を決めたり勧めたりする際、カギを握る重要な人。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることが出来る人。

◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

◆高齢化率

全人口に占める65歳以上の人の割合。

◆コーディネート

物事を調整し、全体をまとめること。

◆子育て支援センター

地域の子育て支援を進めるため、保護者の支援や地域支援の推進等を担う役割を持つ。市町村から保育所・社会福祉協議会等への委託事業として行われている。

◆子ども食堂

地域住民やボランティア団体等が主体となり、無料または低価格帯で子ども達に食事を提供するコミュニティの場。

《さ行》

◆災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置されるボランティアセンター。

被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を合わせもっている。

◆社会福祉法

社会福祉を進めるための基本的な法律。地域福祉の推進等を定めている。

◆社会福祉法人

社会福祉事業の純粋性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

◆自主防災組織

災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織である。主に、町内会・自治会が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

◆シルバーヘルパー

老人クラブ連合会で一定の研修を受け、ひとり暮らし高齢者宅などを友愛訪問する人。

◆生活支援コーディネーター

生活の支援に必要なサービス等を調べたり、地域の人材や資源をいかして、サービスを組み立てたりする役割を果たす人。

◆生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。

◆青壮年

青年と壮年。主として、16歳から50歳くらいまでの者をさす。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度である。また、弁護士等の専門職後見だけでなく地域住民による後見（市民後見）の確保が求められている。

《た行》

◆地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

◆地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものである。

◆地域の縁がわ

熊本県が推進している子ども・高齢者・障がい者など利用者を限定しない、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点のこと。

◆地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点。

◆地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリ等を、地域と関係者等が一体的・体系的に、生活ニーズに応じて適切かつ継続してサービス提供がされること。

◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、・医療・介護・予防、住まい、生活支援福祉サービスが一体的に提供される体制のこと。

◆地区福祉会

矢部地区の地区社協、清和地区の地域福祉を支える会、蘇陽地区の健康福祉部などの地域福祉活動組織を通称で地区福祉会と呼称。

◆DV（ドメスティックバイオレンス）

家族内や内縁関係内などでの家庭内暴力（身体だけでなく心理的、経済的、性的暴力などを含む）、元夫婦や恋人間での状況も指す。

《な行》

◆認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

◆認知症フレンドリー社会

認知症になっても、特殊な環境に閉じこめられるのではなく、これまでと同じように、地域や社会とつながり、なんらかの役割をもって生きていける社会を作っていくという考え方。

◆年少人口（率）

人口の年齢構成をみる際、15歳未満の人口を年少人口と言い、その割合を年少人口率という。15歳～64歳までを生産年齢人口。65歳以上を高齢者と呼んでいる。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会のなかで共に生活していこうとする理念で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である。

《は行》

◆徘徊SOSネットワーク

徘徊により行方不明になった方の情報を関係機関が共有し、捜索に協力していただくことで早期発見につなげる仕組み。

◆発達障がい

発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい等を指す。

◆避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々のこと。

◆ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

◆福祉コミュニティビジネス

福祉コミュニティによる経済活動。地域の人材や資源を活かし、高齢者の生きがいや障がい者の社会参加などを共同・共益のもとで進めるもの。

◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（災害時避難行動要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

◆福祉課題

住民が抱える福祉上の課題のこと。

◆フットパス

フットパスとは【Foot=歩く】【Path=小径】のこと。積極的に歩くことを楽しんでいるイギリスが発祥。

◆福祉委員

本町独自の、地域見守りの仕組みとして、行政区等に委員を依頼している。高齢者等の見守りや福祉に関する研修等を行っている。

◆ふれあいいいききサロン

公民館等を利用し、高齢者をはじめ地域の人が集まり談笑・ゲーム・食事等を行うこと。

◆ヘルプカード

障がいのある人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード。とくに聴覚障がいや内部障がい、知的障がいなど、一見、障がいがあるとはわからない人が周囲に支援を求める際に有効。

◆防災マップ

避難所・浸水想定区域・防災情報など、災害時に備えた情報や事前の対策について掲載した防災地図。

◆保護司

法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う者。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

《ま行》

◆見守り台帳

地域住民が日常的な見守りや助け合い、緊急時の支援活動を円滑に行うことができるように必要な情報を記載した個人台帳。

◆見守りマップ

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを地図にマークするなどして確認するためのもの。

◆民生委員・児童委員

地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をする民間の奉仕者（厚生労働大臣が委嘱）。

《や行》

◆要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認められた人。要支援1・2、要介護1～5の認定区分がある。

《ら行》

◆レスキュー事業

社会福祉法人が社会貢献の一環として、経済的に課題のある人への心理的不安の軽減や公的な制度・サービスへの橋渡しなどを行う事業。

《わ行》

◆ワークキャンプ

グループになって生活を送りながら様々な労働活動を行っていく合宿スタイルのボランティアのこと。

◆ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

山都町地域福祉計画（地域福祉活動計画）策定委員

順不同、敬称略

	所属	氏名	備考
1	山都町議会 厚生常任委員会	後藤 壽廣	副委員長
2	山都町議会 厚生常任委員会	吉川 美加	
3	熊本学園大学社会福祉学部	今吉 光弘	委員長
4	上益城地域振興局 保健福祉環境部	御幡 優二	
5	熊本県社会福祉協議会	米田 進	
6	山都町包括医療センター そよう病院	水本 誠一	
7	山都町民生委員・児童委員協議会	滝口 美智子	
8	30 地区福祉会	春高 徳子	
9	山都町ボランティア連絡協議会	山本 兼治	
10	子育て支援センター	村山 晶子	
11	山都町身体障害者会	堀 満萬	
12	山都町老人クラブ連合会	坂田 道治	
13	山都町 PTA 連絡協議会	山下 法恵	

山都町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月

策 定 山都町・山都町社会福祉協議会
